

令和 6 年度（2024 年度）
包括外部監査報告書

「補助金等に関する財務事務の執行について」

町田市包括外部監査人
公認会計士 谷川 淳

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1 端数処理

報告書の数値は、原則として、金額の単位未満の端数を四捨五入、比率の表示単位未満について四捨五入により表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（主に合规性に関する事項）に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

目 次

第 1 外部監査の概要	6
1 外部監査の種類	6
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	6
3 外部監査対象期間	6
4 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	6
5 監査の方法	7
6 外部監査の実施期間	8
7 監査従事者	9
8 利害関係	9
第 2 監査対象の概要	10
1 補助金等の定義	10
2 補助金等の推移	10
3 補助金等に関する事務の流れ	11
4 「補助金等について」の見直し方針	13
第 3 監査手続及び監査対象の選定	15
1 アンケート調査による概要把握	15
2 重点監査対象の選定	16
3 重点監査対象に係る手続	20
第 4 監査の総括	23
1 総論	23
2 外部監査の結果及び意見の一覧	26
第 5 監査の結果及び意見	29
1 政策経営部	29
（1）東京都市長会負担金（秘書課）	29
2 市民部	34
（1）町内会・自治会補助金（市民協働推進課）	34
3 いきいき生活部	38
（1）生活支援団体による生活支援事業補助金（高齢者支援課）	38

4 保健所	42
(1) かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業補助金（保健総務課）	42
5 子ども生活部	48
(1) 多摩・島しょ広域連携活動助成事業補助金（子ども総務課）	48
(2) 南町田子どもクラブ運営事業補助金（児童青少年課）	51
(3) 冒険遊び場活動補助金（児童青少年課）	66
(4) 保育士等キャリアアップ補助金（保育・幼稚園課）	69
(5) マイ保育園事業加算補助金（子育て推進課）	74
(6) おうちでごはん事業補助金（子ども家庭支援課）	78
6 経済観光部	82
(1) にぎわい空間創出推進事業補助金（産業政策課）	82
(2) 町田ターミナルプラザ運営管理業務負担金（産業政策課）	85
(3) 町田市観光コンベンション協会補助金（観光まちづくり課）	89
(4) 町田薬師池公園四季彩の杜おもてなし事業補助金（観光まちづくり課）	93
7 環境資源部	97
(1) 生ごみ処理機等購入費補助金（環境政策課）	97
8 都市づくり部	102
(1) みなみまちだをみんなのまちへ負担金（都市政策課）	102
(2) 市民バス運行事業補助金（交通事業推進課）	107
(3) 地域コミュニティバス運行事業補助金（交通事業推進課）	112

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

「補助金等に関する財務事務の執行について」

3 外部監査対象期間

原則として2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
ただし、必要に応じて2023年度以前及び2024年度の執行分を含む。

4 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

補助金等は、さまざまな行政分野において、施策目的を効率的・効果的に実現するための有効的な手段であることから、時代の変遷や社会環境の変化にあわせて、不断に見直すことで、適切に施策を展開し効果の最適化を図る必要がある。しかし、2022年度及び2023年度の包括外部監査において、補助対象が固定化されていたり、実績報告書等の確認が不十分であったりするなどの問題点が見受けられた。

これらの問題点は、2008年度の包括外部監査「補助金等について」においても指摘された事項である。市は当該包括外部監査の結果を踏まえ、2010年に「包括外部監査の結果に基づく事業見直し方針」を作成し、補助金評価シートによる効果検証、実績報告書等の正確性の検証などの方針を掲げているが、10年以上の時間が経過した今も同様の指摘がなされている状況である。

また、補助金等は反対給付なく支出されるため、長期化による既得権化や団体等の自律性の阻害等の問題点もあることから、透明性の確保や費用対効果の不断の検証や見直しを行うことは重要である。

このように同種の指摘がなされている状況や補助金等の不断の検証や見直しを行うことの重要性を鑑みると、町田市の補助金等に関する事務を組織横断的に検証することは有意義であると考えます。したがって、今後の町田市の市政運営にとって有用であると判断し、「補助金等に関する財務事務の執行について」を監査テーマに選定しました。

5 監査の方法

(1) 監査の視点

- ・ 補助金等に関する財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に
従い、適正に行われているか。
- ・ 補助金等に関する財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点
から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ・ 補助金等の概要をアンケート調査等により把握し、課題等を分析する。
- ・ 重要性が高いと考えられる補助金等を抽出し、重点監査対象として選定
する。
- ・ 重点監査対象とした補助金等について、関係書類の閲覧及び担当部署へ
の質問を行う。

(3) 監査の対象部署

補助金等を所管する全部署

- ・政策経営部
- ・総務部
- ・財務部
- ・防災安全部
- ・市民部
- ・文化スポーツ振興部
- ・地域福祉部
- ・いきいき生活部
- ・保健所
- ・子ども生活部
- ・経済観光部
- ・環境資源部
- ・道路部
- ・都市づくり部
- ・下水道部
- ・会計課
- ・議会事務局
- ・選挙管理委員会事務局
- ・監査事務局
- ・農業委員会事務局
- ・教育委員会学校教育部
- ・教育委員会生涯学習部
- ・町田市民病院事務部

6 外部監査の実施期間

2024年5月27日から2025年1月27日まで

7 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	谷川 淳
監査補助者	公認会計士・税理士	横塚 大介
	公認会計士	山崎 愛子
	公認会計士	嶋田 有吾
	公認会計士・税理士	石川 亮
	アシスタント	小川 恵吏

8 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1 補助金等の定義

補助金等とは、地方自治法施行規則第15条第2項別記に示されている歳出予算に係る節の区分である「負担金、補助及び交付金」を指し、その中身はさらに、「負担金」、「補助金」、「交付金」の各細節に分けられる。

町田市における補助金等は、「補助金等の予算の執行に関する規則」（以下、「補助金等規則」という。）第2条第1項に以下のとおり規定されている。

補助金等規則より抜粋

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他の相当の反対給付を受けない給付金で市長が指定するものをいう。

本報告書においては、公営企業会計（病院事業会計、下水道事業会計）を除く全ての「負担金」、「補助金」、「交付金」を監査対象としている。ただし、負担金のうち、研修負担金（市外部で行われた研修に市職員が参加した際の参加費）は対象外とした。

以下、「負担金」、「補助金」、「交付金」をあわせて「補助金等」という。

2 補助金等の推移

市の一般会計及び特別会計歳入歳出決算における補助金等（節別区分「負担金、補助及び交付金」）決算額の過去5年間の推移は、表1のとおりである。

歳出決算額総額に占める補助金等の割合は、2020年度は特別定額給付金給付費の影響により高くなっているが、おおむね36%前後となっている。

表1 補助金等（全会計）の推移

(単位：百万円)

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
歳出決算額総額 (a)	250,413	303,490	284,909	266,599	273,536
補助金等決算額 (b)	90,212	137,624	99,917	97,106	100,172
補助金等の占める割合 (b)/(a)	36.0%	45.3%	35.1%	36.4%	36.6%

(出典：歳入歳出決算書)

このうち、一般会計決算における補助金等決算額の過去5年間の推移は、表2のとおりである。

歳出決算総額に占める補助金等の割合は、2020年度を除き、おおむね7%前後となっている。

表2 補助金等（一般会計）の推移

(単位：百万円)

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
歳出決算額総額 (a)	155,288	217,654	195,896	174,685	179,722
補助金等決算額 (b)	9,451	57,035	17,236	12,280	12,718
補助金等の占める割合 (b)/(a)	6.1%	26.2%	8.8%	7.0%	7.1%

(出典：歳入歳出決算書)

3 補助金等に関する事務の流れ

市は、補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を補助金等規則に定めており、同規則の施行に関し必要な様式等を「町田市補助金等の交付に関する要綱」に定めている。

補助金等規則には、予算執行職員の責務を以下のとおり定めている。

補助金等規則より抜粋

(予算執行職員の責務)

第3条 補助金等に係る予算の執行に当たる職員は、補助金等が税金その他貴重な財源で賄われるものであることに留意し、公正かつ有効に使用されるように努めなければならない。

補助金等の申請から交付、確定までの一連の流れは以下のとおりである。

(1) 交付の申請（補助金等規則第5条）

補助金等の交付の申請をしようとする者は、申請書に必要書類を添えて提出しなければならない。

(2) 交付の決定（補助金等規則第6条）

市長は、補助金等の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

(3) 決定の通知（補助金等規則第8条）

市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

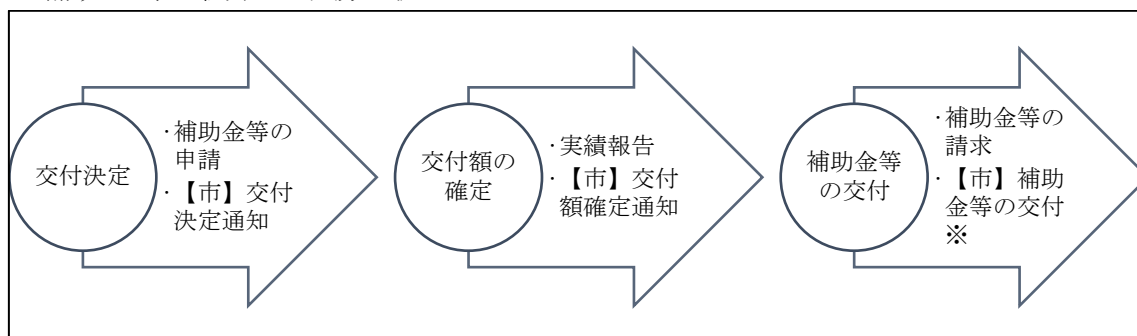
(4) 実績報告（補助金等規則第16条）

補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、当該補助事業等の成果を記載した実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(5) 補助金等の額の確定等（補助金等規則第17条）

市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

補助金等に関する事務の流れ



※ 概算払いなど、実績報告前に補助金等を交付する場合もある。

4 「補助金等について」の見直し方針

「第14 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由」に記載したとおり、市は2008年度の包括外部監査「補助金等について」の結果を踏まえ、2010年に「包括外部監査の結果に基づく事業見直し方針」を作成し、補助金評価シートによる効果検証、実績報告書等の正確性の検証などの方針を掲げている。

具体的には、次のとおり8項目の方針を掲げている。

包括外部監査の結果に基づく事業見直し方針より抜粋（一部加工）

(2) 「補助金等について」の見直し方針

- ① 負担金補助及び交付金については、予算見積書に添付する補助金・交付金明細書作成時に、各部課において当該事業、補助金の必要性について検証すること。
- ② すべての補助金要綱についてサンセット項目の導入と補助事業等を明確に定めること。また、補助事業等の実施期間は原則3年とし5年以内とすること。
サンセット項目導入と同時に補助事業等が明確でないものは、改正の手続（条例等事前審査申請書の提出）を行うこと。
- ③ 終期を迎える補助金に係る効果の検証
2010年度に一旦終期を迎える補助事業で補助の継続を希望するものについて、「補助金評価シート」により補助を行う目的及び期待される効果を明確にするとともに、期待される効果が上がっているのかを分析・検証、補助事業継続の意思決定を行うこと。
原則として、予算要求前に決裁を受けること。

④ 補助金と委託料の違いの整理

補助金と委託料の違いについては「平成 23 年度(2011 年度)予算見積書の作成について」の歳出の節区分及び平成 20 年度包括外部監査の結果報告書 p36 等を参考に確認し必要に応じて整理すること。

⑤ 団体運営費補助を行う場合の整理

団体運営費補助に係る制度の透明性、運用の適正性を確保するため、団体運営費補助交付の考え方を参考に、確認をすること。

⑥ 実績報告書等の正確性の検証

補助金に係る実績報告書等の提出について、国・都等の公的補助がある場合には、その様式に準ずるものとし、市単独の補助金については、事業報告書・収支決算書・事業経費に係る領収書等の提出に関し、次の項目に留意すること。

ア 事業内容について、当初計画に基づいて実施されたか、計画変更はなかったか等、事業実施過程における補助対象事業の適切さを検証できるものであること

イ 事業経費の会計処理について、予算が適正に執行されたか、出納簿や領収書等の書類の整備などの確認、事業収入と繰越金のバランス等の検証ができるものであること

ウ 事業充当が明確でない場合は、事業報告書等の再提出を求めること

⑦ 実行委員会設立条件の明確化

実行委員会形式による事業の考え方を参考に、実行委員会の設立要件について十分検討整理すること。

⑧ 負担金のあり方についての整理

研修負担金を除く 1 万円以上の負担金に関して、個別に規定された法令等が存在しない場合には、負担金の支出先と協定書あるいは契約書等を締結すること。

第3 監査手続及び監査対象の選定

1 アンケート調査による概要把握

補助金等の全体像を把握するため、補助金等を所管する全部署に対して、アンケート調査を行った。

アンケート調査項目は、表3のとおりである。

表3 アンケート調査項目

No.	調査項目
基本情報	補助金等の名称
	根拠法令・条例等
	開始年度
	交付先に市の外郭団体が含まれる場合、当該外郭団体名
	2023年度の執行額
1	設定された終期。終期を設定していない場合、当該理由。
2	補助金等の交付先において市職員が事務に従事している場合、当該職員が補助金に関する一連の事務手続に関与しているか。
3	環境変化や市民ニーズをどのように把握し、それらの変化にどのように対応してきたか。
4	補助金以外の方法で目的達成が可能か否かの検討状況。検討していない場合、当該理由。
5	近隣自治体の状況把握の有無。把握している場合、当該状況。把握していない場合、当該理由。
6	予算額とその内訳、交付額、補助対象経費及び補助率
7	指標及び目標値
8	指標及び目標値の数値及び実績値
9	過去3年間の補助効果
10	過去3年間の補助団体件数
11	今後の方向性とその理由
12	見直し改善事項及び補助金等を廃止・縮小した場合の影響
13	補助金等の交付先の収支状況
14	補助金等の周知方法
15	補助金等に関する公文書の保管状況

2 重点監査対象の選定

アンケート調査及び財務データの分析結果を踏まえ、重要性が高いと考えられる補助金等を重点監査対象として選定した。

具体的には、補助開始年度からの経過年数が長期に及んでいるものや補助効果が不明確であると思われるものなどを選定するとともに、原則として交付額1,000万円以上の補助金等を選定した。ただし、施設整備補助金、企業会計負担金のほか、一般被保険者療養給付費保険者負担金などの市の裁量の余地が少ない補助金等は対象から除いた。

重点監査対象とした補助金等は、表4のとおりである。

表4 重点監査対象

No.	部署	補助金等の名称
政策経営部		
1	秘書課	東京都市長会負担金
総務部		
2	職員課	職員互助会交付金
3	職員課	東京市町村総合事務組合研修負担金
財務部		
4	市民税課	地方税共同機構負担金
防災安全部		
5	防災課	自主防災組織補助金
6	防災課	消火栓設置負担金
7	防災課	東京市町村総合事務組合負担金
市民部		
8	市民総務課	サウスフロントタワー町田施設修繕負担金
9	市民総務課	サウスフロントタワー町田管理組合負担金
10	市民総務課	南多摩斎場組合負担金
11	市民協働推進課	町内会・自治会補助金
文化スポーツ振興部		
12	スポーツ振興課	一般財団法人町田市体育協会補助金
地域福祉部		
13	福祉総務課	せりがや会館事業負担金
14	福祉総務課	やまゆり号運行サービス運営費補助金
15	福祉総務課	市民外出支援サービス運営費補助金

No.	部署	補助金等の名称
地域福祉部		
16	福祉総務課	町田市社会福祉協議会補助金
いきいき生活部		
17	いきいき総務課	介護人材開発事業補助金
18	いきいき総務課	公益社団法人町田市シルバー人材センター運営費補助金
19	高齢者支援課	まちだ互近助クラブ補助金
20	高齢者支援課	生活支援団体による生活支援事業補助金
21	高齢者支援課	老人クラブ補助金
22	高齢者支援課	老人クラブ連合会補助金
23	介護保険課	居宅介護住宅改修費
24	介護保険課	居宅介護福祉用具購入費
25	介護保険課	要介護度改善介護サービス奨励金
保健所		
26	保健総務課	かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業補助金
27	保健予防課	新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業協力金
28	保健予防課	予防接種法に基づく医療費・医療手当
29	保健予防課	予防接種法に基づく死亡一時金および葬祭料
30	保健予防課	南多摩五市個別予防接種相互乗入れ負担金
31	保健予防課	町田市・相模原市予防接種相互乗入れ負担金
子ども生活部		
32	子ども総務課	多摩・島しょ広域連携活動助成事業補助金
33	子ども総務課	認証保育所入所児童保護者補助金
34	児童青少年課	南町田子どもクラブ運営事業補助金
35	児童青少年課	冒険遊び場活動補助金
36	保育・幼稚園課	幼稚園等障がい児通園促進事業補助金
37	保育・幼稚園課	認証保育所運営費等補助金
38	保育・幼稚園課	保育園・幼稚園等物価高騰対策支援金
39	保育・幼稚園課	保育士等キャリアアップ補助金
40	保育・幼稚園課	小規模保育事業所運営充実事業補助金
41	保育・幼稚園課	保育所等運営費加算補助金
42	保育・幼稚園課	認定こども園運営充実事業補助金

No.	部署	補助金等の名称
子ども生活部		
43	保育・幼稚園課	保育所等児童ふれあい事業補助金
44	保育・幼稚園課	保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金
45	保育・幼稚園課	保育所等産休等代替職員費補助金
46	保育・幼稚園課	保育所等における非常通報装置更新事業補助金
47	保育・幼稚園課	保育士資格取得支援事業補助金
48	保育・幼稚園課	私立幼稚園等事務費補助金
49	保育・幼稚園課	保育所等における給食費補助金
50	保育・幼稚園課	私立幼稚園等幼児教育充実事業補助金
51	子育て推進課	マイ保育園事業加算補助金
52	子育て推進課	保育補助者雇上強化事業費補助金
53	子育て推進課	20年間期間限定認可保育所施設借上費補助金
54	子育て推進課	保育所等運営費加算補助金
55	子ども家庭支援課	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金
56	子ども家庭支援課	おうちでごはん事業補助金
経済観光部		
57	産業政策課	にぎわい空間創出推進事業補助金
58	産業政策課	一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター補助金
59	産業政策課	プラザ町田修繕工事負担金
60	産業政策課	商店街チャレンジ戦略支援事業補助金
61	産業政策課	中小企業融資利子補助金
62	産業政策課	町田ターミナルプラザ運営管理業務負担金
63	産業政策課	町田ターミナルプラザ・ターミナル棟修繕工事負担金
64	産業政策課	中小企業相談所事業補助金
65	産業政策課	町田商工会議所産業振興事業補助金
66	産業政策課	物価高騰対策事業者支援事業補助金
67	観光まちづくり課	町田市観光コンベンション協会補助金
68	観光まちづくり課	町田薬師池公園四季彩の杜おもてなし事業補助金
環境資源部		
69	環境政策課	次世代エネルギー等促進奨励金
70	環境政策課	生ごみ処理機等購入費補助金

No.	部署	補助金等の名称
環境資源部		
71	環境政策課	多摩ニュータウン環境組合構成市負担金
72	環境政策課	東京たま広域資源循環組合負担金
道路部		
73	道路管理課	私道舗装整備事業補助金
74	道路管理課	私道移管事業補助金
都市づくり部		
75	都市政策課	みなみまちだをみんなのまちへ負担金
76	都市政策課	南町田グランベリーパーク パークライフ・サイト 運営全体調整に関する負担金
77	交通事業推進課	バス利用促進等総合対策事業補助金
78	交通事業推進課	路線バス新規路線導入実証実験運行事業補助金
79	交通事業推進課	市民バス運行事業補助金
80	交通事業推進課	地域コミュニティバス運行事業補助金
81	住宅課	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 助成金
82	住宅課	ブロック塀等撤去事業助成金
83	住宅課	木造住宅耐震改修等事業助成金
下水道部		
84	下水道整備課	浄化槽維持管理費補助金
教育委員会学校教育部		
85	学務課	通学費補助金
86	保健給食課	日本スポーツ振興センター災害共済給付負担金
教育委員会生涯学習部		
87	生涯学習総務課	文化財保護事業費補助金
88	生涯学習センター	町田センタービル総合管理負担金

3 重点監査対象に係る手続

重点監査対象とした補助金等に係る監査手続は、表5のとおりである。

表5 重点監査対象に係る監査手続

項目	視点	実施手続
交付要綱等	合規性	交付要綱等を入手し、記載内容を確認する。
	合規性	交付要綱等に記載の補助金等の目的と実質的な目的が乖離していないか確認する。
	合規性	交付要綱等に記載のない取扱いの有無を確認する。当該取扱いがある場合、その根拠を把握し、市の裁量の妥当性を確認する。
	経済性	消費税の仕入税額控除に係る取扱いが記載されているか確認する。
	合規性	暴力団排除条項が記載されているか確認する。
	経済性	処分制限財産の定義及び取扱いが記載されているか確認する。
	経済性	交付要綱等に記載されている提出書類の必要性（不要な資料がないか）を確認する。
	有効性	交付要綱等に記載されている提出書類の十分性を確認する。具体的には、必要な書類が全て記載されているか、市が提出を求めている書類の内容が目的（提出を義務付けている理由）に整合しているかどうか確認する。
	有効性	補助金等について、適切な周知が行われているか、実施方法や実施時期を確認する。補助金の交付先が特定の法人への補助等になっている場合には、その合理性を確認する。
	合規性	補助金等の額の算定方法が明確に定められているか確認する。特に、補助対象経費は個別具体的に定められているか確認する。
	経済性	提出書類について、提出期限を定めているか確認する。
	有効性	運営費補助の場合、交付先の自立化への取組みなどが記載されているか確認する。

項目	視点	実施手続
交付要綱等	合規性	交付先における事業計画の変更があった場合、当該変更に関する市への報告が定められているか確認する。
	有効性	必要に応じて実地調査を行うことが定められているか確認する。
	有効性	補助金等の交付先において、再補助（業務委託を含む。）を禁止する項目を定めているか確認する。
交付申請	合規性	申請者が双方代理となっていないか確認する。
	合規性	市が交付要綱等に記載の提出書類を全て入手しているか確認する。また、入手日を確認し、交付申請日前であることを確認する。
	合規性	市が提出書類を補助金交付申請日以後に入手している場合、当該理由と入手した時期を確認する。
	合規性	補助金等申請の期限を確認し、期限後の申請を受け付けていないか確認する。
	合規性	補助金等の交付申請者が市の外郭団体等の場合、補助と委託の整理ができているか確認する。
	有効性	提出された書類が適切に作成されているかどうか、下記の点につき、市が確認しているか。 ・事業計画書等の提出書類の正当性（交付先の理事会等の承認の有無）。 ・収支予算書に予備費や雑費が過大に計上されていないか。 ・予備費や雑費の具体的使途や見込みは明確にされているか。 ・補助対象経費の詳細が分かる内訳等を記載した書類は作成されているか。など
交付先決定	有効性	補助金等の交付先が実質的に特定の団体となっていないか確認する。
	合規性	交付決定前に事業着手されていないか確認する。
	合規性	申請者に決定通知は送付されているか確認する。
	有効性	補助金等交付先の財政状態を確認し、補助を行うことの必要性を確認する。
実績報告	合規性	実績報告が行われた時期を確認する。

項目	視点	実施手続
実績報告	合規性	実績報告の検討が適切に実施されているか。申請時に提出された書類との整合性を検討しているか確認する。特に運営費補助の場合には、運営費の内容について市が十分な検討を行うことができているか確認する。具体的には、補助対象経費外の経費が含まれているか市の検証状況を確認する。
	合規性	提出された書類が適切に作成されているかどうか、市が確認しているか。(例：実績報告の添付書類として決算書の提出を求めているが、当該決算書の正当性を市が確認しているか。)
全般	合規性	交付先における事業計画の変更があった場合、当該変更に関する市の検証状況を確認する。
	有効性	必要に応じて実地調査を行っているか確認する。
	有効性	必要に応じて指導監督を行っているか確認する。
	有効性	補助金等交付先において関与する、過去に市の役職員であった者を把握し、補助金等の交付に関して、不当な圧力が生じていないか確認する。
	経済性	複数の補助金等を同一法人に交付している場合、手続の簡略化が行われていないか、確認する。
	経済性	補助金等の支払方法について、補助金等の目的を踏まえ設定されているか確認する。具体的には、概算払い、分割払いなどが、どのような検討過程を踏まえて設定されているか確認する。
	効率性	補助金等に係る手続が効率的に実施されているか確認する。(ITの活用など)
	有効性	複数の補助金等を同一法人に交付している場合、補助額の合計が交付先に与える影響について確認する。
	合規性	市から提出された補助金等の書類について、時系列に基づいて整理されているかなど保管状況を確認する。

第4 監査の総括

1 総論

(1) 全庁的な措置対応の推進について（意見 総-1）

2024年度は「補助金等に関する財務事務の執行について」を監査テーマとして包括外部監査を実施した。補助金等をテーマとしたのは、2022年度及び2023年度の包括外部監査において、補助対象が固定化されていたり、実績報告書等の確認が不十分であったりするなど、補助金等に関する問題点が多々見受けられたことから、組織横断的に検証する必要があると考えたためである。

また、これらの問題点は、2008年度の包括外部監査「補助金等について」においても指摘された事項であり、10年以上の時が経過した今も同種の指摘がなされている状況であったことも、補助金等を監査テーマとした理由である。

しかしながら、2024年度においても、実績報告書等の確認が不十分であるなどの問題点が引き続き見受けられた。このように、同種の指摘がなされるということは、監査の結果及び意見として指摘した事項が、全庁的に十分に浸透していないといえ、組織的な対応が不十分な状況であるといえる。

包括外部監査で指摘された事項については、当該指摘の対象となった事業についてのみ措置を講じればよいのではなく、補助金等のように、ほかの所管課においても同一の事象が存在することが見込まれる場合には、その内容を全庁的に周知し、改善を図る仕組みを構築する必要がある。

2008年度の包括外部監査の指摘に対しては、「補助金等についての見直し方針」を作成し各課に周知を図っているが、その後の見直し方針の順守状況までは追っていない。そのため、時が経過した今、見直し方針が形骸化している状況である。例えば、予算見積書に添付する補助金・交付金明細書作成時に補助金等の必要性を検証することとされていたが、現在は事業費または一般財源が増加するもの以外については補助金・交付金明細書は作成されていない。また、負担金の見直しを行う仕組みとして、予算見積書に添付する負担金に係る調書の作成対象を全件とする措置を講じていたが、現在は負担金に係る調書は作成されていない。

したがって、補助金等に係るこれまでの包括外部監査における指摘を踏まえ、「補助金等についての見直し方針」の内容を改めて見直すとともに、研修などを通じて、全庁的に周知・浸透を図るなど、監査の指摘に対する措置の実効性を確保するために、全庁的な措置対応を推進されたい。

（２）指標及び目標値の設定について（意見 総-2）

今回の監査において、指標及び目標値（以下、「指標等」という。）が設定されていない補助金等が多数見受けられた。アンケート調査では、総数 198 件の補助金等のうち、指標等が設定されていた補助金等は 78 件であり、全体の 37.3% に過ぎなかった。

指標等の設定がないということは、事後的に補助金等の必要性や効果を定量的に把握することができないということである。特に、補助金は反対給付なく支出されるため、長期化による既得権化や団体等の自律性の阻害等の問題点もあることから、透明性の確保や費用対効果の不断の検証や見直しを行うことは重要である。透明性を確保するためには、指標等により可能な限り定量的に補助金の必要性に係る説明責任を果たすべきであるし、不断の検証や見直しを行うためには、補助目的の達成度合いを測定、評価する判断材料として指標等を設定すべきである。なお、市の予算要求事務要領においても、「補助金等については、改めて個々の事業ごとに必要性、費用対効果、補助率等について十分に精査・検証し、徹底した見直しを行い、予算の見積りに反映させること」とされており、このことから、指標等を設定すべきであるといえる。

指標等を設定していない補助金等については、これから指標等の設定を行っていくことを期待するが、本来的には、指標等を設定しないまま補助金等事業を開始するべきではない。補助金等の必要性や効果をどのように把握するのかを決めないまま補助金等事業を開始するから、事後的に客観的な評価ができず、漫然と継続せざるを得ない結果となるのである。指標等は後付けするものではなく、最初に設定すべきものである。

したがって、現在指標等を設定していない補助金等はもちろん、今後補助金等事業を開始するに当たっては、事後的に補助金等の見直し等ができるよう、補助金等の必要性や効果を定量的に把握することができる指標等を設定されたい。

（３）終期の設定について（意見 総-3）

今回の監査において、終期が設定されていない補助金等が見受けられた。アンケート調査では、総数 198 件の補助金等のうち、終期を設定していない補助金等は 19 件であり、全体の 9.6% であった。

終期の設定（サンセット項目の導入）については、「第 2 監査対象の概要」に記載した「補助金等について」の見直し方針においても、次のとおり示されていることから、当該見直し方針に従っていない補助金等が存在することになる。

「補助金等について」の見直し方針より抜粋（再掲）

- ① すべての補助金要綱にサンセット項目の導入と補助事業等を明確に定めること。また、補助事業等の実施期間は原則3年とし5年以内とすること。

補助金の終期を設定する趣旨は、「(2) 指標及び目標値の設定について」でも述べた長期化による既得権化や団体等の自立性の阻害等といった補助金の問題点を防止するために、費用対効果の検証や補助の必要性についての見直しをゼロベースで定期的に行うことにある。

したがって、終期を設定していない補助金については、定期的にゼロベースで見直すことができるよう、まずは終期を設定されたい。

終期を設定している補助金についても課題がある。大半は終期を迎えた段階で補助要綱を改正して終期を延長し補助事業を継続しているが、終期を延長するに当たっての検討が不十分であり、半ば形骸化しているの見受けられる。アンケート調査によると、補助事業の継続年数は平均15.7年であり、中には50年を超えるものも散見された。このように補助事業の実施期間が長期化しているが、いつになったら補助の目的が達成されるのであろうか。目的が達成されていないのであれば、補助金に代わるより効果の高い方法を検討すべきではないか。また、公益的事業の担い手が増加・多様化している中、長期化することで市民や団体間の公平性が阻害されていないかについても留意すべきではないか。もちろん、社会情勢の変化に対応できているかについても検討すべきである。

いずれにしても、補助事業等の費用対効果の検証や補助の必要性については、定期的に見直すべきである。定期的とはいっても、毎年度の予算要求時における見直しは、どうしても継続することを前提としたものになりがちであるし、補助効果が単年度で現れるものでもない。したがって、ゼロベースで見直すためには、終期を設定することでその機会を設けることが効果的であると考え。なお、ゼロベースで見直しを行った結果、補助事業等を継続するのであれば、そのように判断した理由を、上記に示した視点等に基づき明確にしておくべきであることはいうまでもない。

以上の趣旨を踏まえ、補助金の終期を設定されたい。

2 外部監査の結果及び意見の一覧

外部監査の結果及び意見の一覧は、表6のとおりである。指摘が12項目、意見が21項目あり、合わせて33項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書における各項目の記載箇所である。

表6 外部監査の結果及び意見の一覧

補助金等名		監査の指摘または意見			頁
総論					
総論		意見 総-1	(1)	全庁的な措置対応の推進について	23
		意見 総-2	(2)	指標及び目標値の設定について	24
		意見 総-3	(3)	終期の設定について	24
1 政策経営部					
(1)	東京都市長会 負担金	指摘 1-1	ア	双方代理の回避について	31
		意見 1-1	イ	双方代理の回避に係る検討過程の 文書化について	33
2 市民部					
(1)	町内会・自治 会補助金	意見 2-1	ア	支出証拠書類の確認範囲の拡大に ついて	36
3 いきいき生活部					
(1)	生活支援団体 による生活支 援事業補助金	指摘 3-1	ア	補助金交付申請書類の記載不備に ついて	39
		意見 3-1	イ	実績報告時の確認事項の記録につ いて	40
4 保健所					
(1)	かかりつけ医 と入院医療機 関の連携促進 事業補助金	指摘 4-1	ア	補助金交付申請書類（年次計画書） の記載不備について	43

補助金等名		監査の指摘または意見			頁
4 保健所					
(1)	かかりつけ医 と入院医療機 関の連携促進 事業補助金	意見 4-1	イ	予算実績比較による実績報告の検 証について	46
		意見 4-2	ウ	所要経費の必要性に関する検討に ついて	47
5 子ども生活部					
(1)	多摩・島しょ 広域連携活動 助成事業補助 金	指摘 5-1	ア	双方代理の回避について	49
(2)	南町田子ども クラブ運営事 業補助金	指摘 5-2	ア	補助金等交付申請書類（予算書）の 検討について	54
		指摘 5-3	イ	補助事業等実績報告書類（収支報告 書）の検証について	56
		指摘 5-4	ウ	収支報告書の検証の徹底について	57
		意見 5-1	エ	補助先の仕入税額控除の取扱いに ついて	59
		意見 5-2	オ	南町田子どもクラブつみきの位置 づけについて	59
		意見 5-3	カ	施設運営者の不適正報告事案を受 けた対応について	63
(3)	冒険遊び場活 動補助金	意見 5-4	ア	実績報告の検証証跡について	67
(4)	保育士等キャ リアアップ補 助金	意見 5-5	ア	実績報告の法定福利費率の検証に ついて	70
(5)	マイ保育園事 業加算補助金	意見 5-6	ア	実績報告の検証証跡について	75
		指摘 5-5	イ	差替えが生じた場合における市の 文書保管の不備について	76
		意見 5-7	ウ	実績報告の検証の効率化について	76

補助金等名		監査の指摘または意見			頁
5 子ども生活部					
(6)	おうちでごはん事業補助金	指摘 5-6	ア	実績報告の検証について	79
6 経済観光部					
(1)	にぎわい空間創出推進事業補助金	意見 6-1	ア	評価指標の設定について	84
(2)	町田ターミナルプラザ運営管理業務負担金	意見 6-2	ア	2022 年度包括外部監査の意見に対する措置状況について	86
(3)	町田市観光コンベンション協会補助金	意見 6-3	ア	評価指標の設定について	91
(4)	町田薬師池公園四季彩の杜おもてなし事業補助金	意見 6-4	ア	評価指標の設定について	95
7 環境資源部					
(1)	生ごみ処理機等購入費補助金	意見 7-1	ア	アンケート調査結果の公表について	99
8 都市づくり部					
(1)	みなみまちだをみんなのまちへ負担金	意見 8-1	ア	評価指標の設定について	106
(2)	市民バス運行事業補助金	指摘 8-1	ア	補助対象経費根拠資料の未入手について	108
		指摘 8-2	イ	減価償却費の誤りについて	110
(3)	地域コミュニティバス運行事業補助金	指摘 8-3	ア	補助対象経費根拠資料の未入手について	113

第5 監査の結果及び意見

1 政策経営部

(1) 東京都市長会負担金（秘書課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	(ア) 東京都市長会一般分担金及び軽自動車税取扱分担金 (イ) 東京都市長会特別分担金
開始年度	1955 年度
根拠法令等	東京都市長会会則
目的	東京都市長会の運営に関する経費を負担することにより、東京都市長会が事業を円滑に実施可能とすることを目的とする。
終期年度（要綱サンセット）	設定なし
指標	設定なし
周知方法	なし

イ 補助金額等の推移

(ア) 東京都市長会一般分担金及び軽自動車税取扱分担金

(単位：千円)

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	7,313	7,329	7,357
財源内訳			
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	7,313	7,329	7,357
決算額	7,313	7,329	7,357
交付先数	1 団体	1 団体	1 団体

(イ) 東京都市長会特別分担金

(単位：千円)

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	—	12,000	12,000
財源内訳			
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	—	12,000	12,000
決算額	—	12,000	12,000
交付先数	—	1 団体	1 団体

注) 会長市（任期2年）が特別に負担する分担金である。

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

(ア) 東京都市長会一般分担金及び軽自動車税取扱分担金

(単位：千円)

交付先名	交付決定額	交付確定額
東京都市長会	7,357	7,357
合計	7,357	7,357

(イ) 東京都市長会特別分担金

(単位：千円)

交付先名	交付決定額	交付確定額
東京都市長会	12,000	12,000
合計	12,000	12,000

エ 指標の目標値及び実績値

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—

指標は設定していない。

オ 東京都市長会

東京都市長会は、多摩地域の 26 市が連絡協調を行い、各市の行政の円滑な運営・向上を目指しつつ、地方自治の発展につなげることを目的に、1955 年に設立された。

地方自治法上に位置づけられた全国市長会とは異なり、多摩 26 市の市長が任意に組織する団体である。

東京都市長会会長の任期は 2 年であり、2021 年 5 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日まで、町田市長が会長に就任していた。

② 監査の結果

ア 双方代理の回避について（指摘 1-1）

当該分担金については、請求者が東京都市長会、交付者が町田市となっている。東京都市長会も町田市も、代表者は町田市長であることから、分担金の請求及び交付においては、双方代理（民法第 108 条）となっている。

双方代理は、委任手続等を経ない限り、代理の効果が市や東京都市長会に帰属しないことから、財務事務上、回避する必要がある。

民法より抜粋

（自己契約及び双方代理等）

第 108 条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

双方代理を回避する方法としては、例えば、分担金の請求において、委任状を作成して東京都市長会の副会長等に委任する方法が考えられる。民法第 108 条第 1 項但し書きを適用するのであれば、その旨を明確にするために、双方代理についての承諾書を作成する方法も考えられる。また、次に示す佐伯市、御坊市のように、規程を定めることにより対応している自治体もある。

佐伯市長の職にある者が代表者となっている団体との間における法律行為の処理に関する規程より抜粋

(目的)

第 1 条 この訓令は、佐伯市長(以下「市長」という。)の職にある者が代表者となっている法人その他の団体(以下「市長兼任団体」という。)との間における法律行為の処理に関し、民法第 108 条に規定する双方代理の禁止規定への抵触を避けるため必要な措置を講じ、もって事務処理の適正を確保することを目的とする。

(佐伯市及び市長兼任団体の代表者)

第 2 条 佐伯市と市長兼任団体との間において、契約の締結その他の法律行為(補助金等の交付を含む。以下「法律行為」という。)を行う場合には、佐伯市は市長、市長兼任団体は市長の職にある者以外の者がそれぞれ代表するものとする。ただし、法律行為の相手方がこれにより難い特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該法律行為をしようとする課等の長は、あらかじめ総務課長に協議しなければならない。この場合において、総務課長は、当該事項を会計課長に通知するものとする。

(御坊) 市長の権限に属する事務の一部を臨時に代理する者を定める規程より抜粋

第 1 条 この規程は市長が市長個人又は市長が代表者となっている団体(「特定団体等」という。)と契約等を締結する場合において、地方自治法第 153 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を臨時に代理する者(以下「市長臨時代理者」という。)を定めることに関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 市長臨時代理者は、副市長とする。ただし、副市長に事故があるとき、又は副市長が欠けたときは、総務部長とする。

第 3 条 市長臨時代理者が代理する市長の権限に関する事務は次のとおりとする。

(1) 特定団体等に対して、補助金、交付金又は負担金を交付するための契約を締結する行為

(5) 前号各号に掲げるもののほか、民法第 108 条に規定する双方代理の禁止の規定に抵触し、又は抵触するおそれがある契約を締結する行為

いずれにしても、市は分担金の事務につき、代理の効果が市及び東京都市長会に帰属するよう、双方代理を回避する必要がある。

イ 双方代理の回避に係る検討過程の文書化について（意見 1-1）

市に、双方代理となる状況に関する検討過程を確認したところ、「2021 年度に東京都市長会の会長に就任するに当たり、東京都市長会事務局に確認したところ、東京都市長会と町田市の間で同一の法律行為は想定がないことを確認できたため、特段の措置はしなかった。」とのことであった。しかし、その確認・検討過程についての記録は残っていない。

市は、市長が代表者となっている法人その他の団体との間における法律行為に当たっては、双方代理（民法第 108 条）を回避する必要があるため、その確認・検討を行うことは重要である。

したがって、今後、双方代理の回避に係る確認・検討過程については、検討結果とともに文書化し、記録として残されたい。

2 市民部

(1) 町内会・自治会補助金（市民協働推進課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	町田市町内会・自治会補助金
開始年度	1981 年度
根拠法令等	町田市町内会・自治会補助金交付要綱
目的	町内会・自治会に対し、共同活動に要する経費を補助することにより、地域住民の共同活動を育成し、もって住民相互の親睦と相互扶助の向上を図ることを目的とする。
終期年度（要綱サンセット）	2025 年度
指標	設定なし
周知方法	例年 3 月に活動届の提出依頼を町内会・自治会長宛に郵送しており、この案内文書の中で補助金について周知している。

イ 補助金額等の推移

（単位：千円）

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	24,786	24,684	24,644
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	24,786	24,684	24,644
決算額	23,678	23,378	22,900
交付先数	294 団体	295 団体	295 団体

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

(単位：千円)

交付先名	交付決定額	交付確定額
各町内会・自治会 計 295 団体	22, 900	22, 900
合計	22, 900	22, 900

エ 指標の目標値及び実績値

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—

指標は設定していない。

エ 町内会・自治会数の推移及び補助内容

市内には 2023 年 4 月 1 日時点で 311 の町内会・自治会が設立されている。過去 3 カ年の町内会・自治会数の推移は表 7 のとおりである。

表 7 町内会・自治会数の推移

(単位：団体)

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
町内会・自治会数	310	310	311

(出典：市提供資料)

2023 年度で見た場合、311 ある町内会・自治会に対し、当補助金が交付されたのは 295 団体となっている。これは、当補助金は申請してきた団体に対してのみ交付されることになっていることに加え、加入世帯が 21 世帯以上の町内会・自治会が支給対象となっているためである。

補助内容は、「町田市町内会・自治会補助金交付要綱」（以下、「町内会・自治会補助金交付要綱」という。）において、次のとおり定められている。

町内会・自治会補助金交付要綱より抜粋

第 4 補助対象事業

補助の対象となる事業は、地域的な共同活動で、次に掲げるものとする。

- (1) 環境美化に関する活動
- (2) 交通安全、防犯、防火又は防災に関する活動
- (3) 健康の増進に関する活動
- (4) 文化、スポーツ又は教養に関する活動
- (5) 広報又は広聴に関する活動
- (6) 関係機関等との協働に関する活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域住民相互の親睦、相互扶助等に関する活動

第 6 補助金の交付額

補助金の交付額は、第 5 に規定する補助対象経費の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額を限度とする。

- (1) 基本額 1 万 2,000 円
- (2) 世帯額 加入世帯数(4 月 1 日における加入世帯の数(4 月 1 日後に設立された町内会については、設立届に記載した加入世帯の数)をいう。)に 200 円を乗じて得た額
- (3) 掲示板の設置又は修繕に係る補助額 掲示板の設置又は修繕に係る実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額。ただし、設置にあつては 5 万円、修繕にあつては 2 万円を限度とする。

② 監査の結果

ア 支出証拠書類の確認範囲の拡大について（意見 2-1）

各町内会・自治会は、補助金等規則第 16 条第 1 項の規定により、2024 年 2 月に町田市補助事業等実績報告書（第 8 号様式）を市に提出している。

市は、実績報告書に基づき補助金等の額を確定するが、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その返還を請求しなければならない（補助金等規則第 20 条）。そのため、市は実績報告書に「2023 年度 町内会・自治会活動補助金に係る会計報告」の添付を求めている。

当該会計報告においては、補助金を活動補助金（町内会・自治会補助金交付要綱第 6（1）及び（2）に該当）と掲示板補助金（同交付要綱第 6（3）に該当）とに区分している。様式上、掲示板補助金については、領収書（写し）と地図を添付することとなっているが、活動補助金については、充当事業の内訳として事業

名、使途、事業区分、金額を記載するのみであり、領収書等の支出証拠書類の添付は求めている。

そのため、補助金が補助対象経費に充当されたか否かについての確認が不十分であると考え。例えば、町内会・自治会補助金交付要綱第4（1）で「環境美化に関する活動」が補助対象となっているが、その中に補助対象外である草刈や污水管清掃等の委託費が含まれていないか否かについては、領収書等の支出証拠書類を確かめないと判断ができないと考える。また、同交付要綱第4（7）の「地域住民相互の親睦、相互扶助等に関する活動」の中に補助対象外の飲食費が含まれていないか否かを確認するに当たっても同様である。

したがって、補助金等の不適切な使用がないか、補助対象経費に係る領収証等の支出証拠書類でその使途を十分確認できるよう、例えば、一定額以上の支出については領収書の添付を求めるなど、支出証拠書類の確認範囲を拡大されたい。

3 いきいき生活部

(1) 生活支援団体による生活支援事業補助金（高齢者支援課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	町田市生活支援団体による生活支援事業補助金
開始年度	2019 年度
根拠法令等	町田市生活支援団体による生活支援事業補助金交付要綱
目的	生活支援事業を実施する生活支援団体に対し、その活動に要する経費の一部を補助することにより、地域の高齢者が支援の担い手として活動することで当該高齢者の生きがいを創出し、もって地域の介護予防に資することを目的とする。
終期年度（要綱サンセット）	2024 年度
指標	生活支援団体ネットワーク登録団体数
周知方法	市ホームページ及び高齢者支援センターを通じて周知している。また、広報まちだで毎年 1 回制度説明会の実施を周知している。

イ 補助金額等の推移

（単位：千円）

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	1, 200	1, 320	1, 080
財源内訳※			
国庫支出金	240	264	216
都支出金	150	165	135
地方債	—	—	—
その他	660	726	594
一般財源	150	165	135
決算額	497	358	468
交付先数	6 団体	6 団体	6 団体

※ 財源構成は、国庫支出金 20%、都支出金 12.5%、その他 55%（うち介護保険料 50%、国調整交付金 5%）、一般財源 12.5%となっている。

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

(単位：千円)

交付先名	交付決定額	交付確定額
三輪緑山ボランティアの会 他 5 団体	468	468
合計	468	468

エ 指標の目標値及び実績値

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	17 団体	18 団体	19 団体
実績値	20 団体	18 団体	16 団体

② 監査の結果

ア 補助金交付申請書類の記載不備について（指摘 3-1）

「町田市生活支援団体による生活支援事業補助金交付要綱」（以下、「生活支援事業補助金交付要綱」という。）では、次のとおり補助対象事業を定めている。

生活支援事業補助金交付要綱より抜粋

第 5 補助対象事業

補助の対象となる事業は、生活支援事業で次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 月に 1 回以上の活動を行うこと。
- (2) 生活支援団体の構成員である 65 歳以上の市民が活動の担い手となること。

そのため、補助金交付申請に当たっては、補助金等交付申請書（第 1 号様式）に活動者名簿等の添付を求め、補助対象の要件を満たすか否かを確認することとしている。具体的には、活動者名簿に構成員の氏名、生年月日、住所等を記載させ、65 歳以上の市民が活動の担い手となるか否かを確認することとしている。

しかし、活動者名簿全員の生年月日の欄と 65 歳以上の欄（65 歳以上の場合に○を記入する様式）が空欄となっていた申請団体があった。このため、補助対象の要件を満たすか否か、不明な状態となっていた。

市によると、「活動者の生年月日は原則記入していただくこととしているが、活動者の中には生年月日を非公表としたい方もいるため生年月日の記入を強制

とはしていないが、65 歳以上の欄は記入を必要としており、チェックが漏れていた。」とのことであった。なお、市は、市内在住の 65 歳以上の活動者が 1 名以上いることは、当該団体に口頭で確認しているとのことであったが、その証跡は残っていない。

市は、補助要件を満たすことを確認するため、補助金交付申請書類に記載不備があった場合には、申請者に対し修正を求め、再提出させる必要がある。

イ 実績報告時の確認事項の記録について（意見 3-1）

生活支援事業補助金交付要綱においては次のとおり、対象経費を限定する文言でなく対象経費としない経費を限定する文言となっている。この点は、他の交付要綱と大きく異なる点である。市によると、「生活支援団体の活動が幅広いため、生活支援活動を行うために必要な経費は幅広く対象としており、対象とならない経費についてのみ明記している。」とのことである。

生活支援事業補助金交付要綱より抜粋

第 6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、第 5 に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費以外の経費とする。

- (1) 飲食費
- (2) 人件費(実施責任者に係るものを除く。)
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める経費

なお、市で作成している補助金の条件や手続きの流れ・書式などを示した「生活支援事業実施の手引き（2023 年 1 月）」には、補助金の対象となる経費及び補助金の対象外となる経費を例として示している。

生活支援事業実施の手引き（2023 年 1 月）より抜粋

Ⅲ 補助金申請の手続き

3. 補助金の対象経費・対象外経費例

■補助金の対象となる経費の例

- ① 消耗品費
- ② 通信費
- ③ 交通費
- ④ 光熱水費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 人件費（実施責任者への謝礼）

■補助金の対象外となる経費の例

- ① 飲食費
- ② 実施責任者以外の人件費
- ③ おみやげ・景品等、個人の持ち物に対する補助となるもの

交付先団体からの実績報告書類を閲覧したところ、複数の団体において、交付要綱の趣旨から見て団体の活動内容との整合性が不明な支出が補助対象経費として計上されているものが複数見られた（例：3 月のコピー用紙 500 枚、印刷物 300 部、集会場使用料回数券等）。

市によると、経費の内容の詳細について、実績報告時に領収書と団体への聞き取りで確認しているとのことであるが、その証跡は残っていない。

市は、補助対象経費としての妥当性について、口頭で確認を行った場合には、事後的な検証・確認が可能となるよう、記録を残されたい。

4 保健所

(1) かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業補助金（保健総務課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	町田市かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業補助金
開始年度	2016 年度
根拠法令等	町田市かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業補助金交付要綱
目的	一般社団法人町田市医師会が実施する、かかりつけ医と入院医療機関の連携を促進する事業に要する経費の一部を補助することにより、市内の在宅療養患者及びその家族が安心して在宅療養生活を継続することができる体制の構築を図ることを目的とする。
終期年度（要綱サンセット）	2026 年度
指標	搬送件数
周知方法	町田市医師会委託事業説明会の開催

イ 補助金額等の推移

(単位：千円)

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	10,000	10,000	10,000
財源内訳			
国庫支出金	—	—	—
都支出金	5,000	5,000	5,000
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	5,000	5,000	5,000
決算額	10,000	10,000	10,000
交付先数	1 団体	1 団体	1 団体

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

(単位：千円)

交付先名	交付決定額	交付確定額
一般社団法人町田市医師会	10,000	10,000
合計	10,000	10,000

エ 指標の目標値及び実績値

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	—	—	—
実績値	126 件	104 件	170 件

目標値は設定していない。

② 監査の結果

ア 補助金交付申請書類（年次計画書）の記載不備について（指摘 4-1）

市は、一般社団法人町田市医師会（以下、「医師会」という。）が実施する連携推進事業への補助金の交付を医師会が申請する際に、町田市補助金等交付申請書とは別に、補助金等規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、当該申請書に係る関係書類として事業計画書、所要経費積算内訳及び年次計画書の提出を求めている。

事業計画書には、「事業目的・必要性」が次のとおり記載されている。

医師会作成「区市町村在宅療養推進事業※ 事業計画書」より抜粋

在宅療養患者搬送支援事業として、地域の病院が所有する病院救急車を活用し、地域の在宅療養患者の搬送システムを構築する。在宅医療は地域で個別なニーズに合わせて手厚く診ることが必要である。患者の病状はかかりつけ医が把握しているため、東京消防庁の救急車で広域的に搬送するのではなく、地域の病院救急車を利用し、地域の病院に搬送することによって、安心して在宅療養生活を送れるシステムの構築を目指す。

※「区市町村在宅療養推進事業」とは、東京都が実施する区市町村向けの補助事業であり、町田市は東京都の当該補助金を受け、「町田市かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業補助金」を交付している。

また、事業計画書には「内容」が次のとおり記載されている。

- ・ 運営検討委員会の開催
- ・ 運営協議会の開催
- ・ 地域での効率的な運用方法の検討
- ・ 既存の地域医療連携システムを利用しての運用
- ・ 運営上必要な備品購入
- ・ 連絡体制の整備・ICT を使った情報共有

そして、当該事業計画書に基づき、医師会は年次計画書を作成している。医師会が作成した年次計画書は、表 8 のとおり、項目のみを列挙したものとなっている。

表 8 年次計画書

事業年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
事業内容	①運営協議会の開催 ②運営検討委員会の開催 ③システム運用・調整 ④在宅医地域連携システム との調整	①運営協議会の開催 ②運営検討委員会の開催 ③システム運用・調整 ④在宅医地域連携システム との調整	①運営協議会の開催 ②運営検討委員会の開催 ③システム運用・調整 ④在宅医地域連携システム との調整

(出典：医師会作成「かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業 年次計画書」)

このとおり、医師会が作成した年次計画書は、過去 3 年間同じ項目が記載さ

れているのみであり、各年度における市内の在宅療養患者の入院医療機関への搬送状況を踏まえた取組みなどの具体的な事業内容が記載されていない。超高齢化社会を迎えた社会における在宅療養に対するニーズが高まっている状況を鑑みると、当該年次計画書の記載は不十分である。

また、年次計画書に「①運営協議会の開催」、「②運営検討委員会の開催」とあるが、実施時期、参加者及び予定する協議内容などの記載がなく、どのような会議が開催されるか示されていない。表9の所要経費積算内訳の記載から、12名の参加者により2回実施されることは推察されるが、協議する実施時期や内容については不明である。この点からも、当該年次計画書の記載は不十分である。

表9 所要経費積算内訳（抜粋）

経費区分	主な使途	規模×単価等	所要額 (単位：円)
報酬	会議出席者謝礼	謝金理事 2,578 円×3 名×2 回 謝金会員 1,547 円×9 名×2 回	43,314
旅費	会議出席者旅費	2,000 円×12 名×2 回	48,000

（出典：医師会作成「令和5年度 所要経費積算内訳」）

さらに、年次計画書に「③システム運用・調整」、「④在宅医地域連携システムとの調整」とあるが、システムの詳細や運用方法、調整内容等について記載がなく、具体的な内容が不明である。市によると、「③システム運用・調整」というシステムとは「事業の利用に同意した在宅療養患者のかかりつけ医が、患者を収容する病院と収容先へ搬送する病院救急車保有病院に連絡し、収容先と救急車を確保した上で、患者を病院へ搬送する仕組み」を指すとのことであった。また、「④在宅医地域連携システムとの調整」とは「別の事業において使用している在宅医地域連携システムを、かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業において利用することを調整している。」ことを指すとのことであった。このように、追加説明がないと内容が判明しない状況を踏まえると、当該項目についても、年次計画書の記載が不十分であるといえる。

なお、包括外部監査における上記説明のため、市が医師会に問い合わせたところ、在宅医地域連携システム（診療所や病院間で患者情報を共有するソフトウェア）をかかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業において利用することは困難であるとの結論が出ていたことを口頭により把握した。

以上のとおり、補助金交付申請書類としての年次計画書の記載が不十分であり、記載不備といえる。補助の目的を達成することができるか否かを判断したう

えで補助金の交付決定を行うべきであるが、当該年次計画書ではその判断を行うことが困難であると考ええる。

したがって、市は、医師会に対して、事業内容が明確に示された年次計画書の提出を求める必要がある。

イ 予算実績比較による実績報告の検証について（意見4-1）

市は、町田市かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業補助金の額の確定に当たり、医師会から町田市補助事業等実績報告書を入手している。当該実績報告書には、次の資料が添付されており、市は所要経費について、支払証明書などにより実際に費用として支払われたことを確認している。

- ・ 事業報告書
- ・ 年次計画書 ※
- ・ 所要経費積算内訳
- ・ 支払証明書
- ・ 支払の内訳が分かる資料（支払明細書）
- ・ 各医療機関の搬送実績

※ 実績報告書の関係書類であるから、年次報告書であるべきと考えるが、実際に添付されているのは、補助金交付申請時に提出された年次計画書と全く同一の書類であった。

また、上記以外に、支払証明書に記載されている各項目に関する振込依頼や請求書などの原始証憑を入手しており、費用が実際に発生している状況を適切に確認していると考えられる。しかし、現在の市の確認方法は、支払証明書に記載されている事項について、費用が実際に発生したことを確認することは可能であるが、発生が予定されていた費用が発生しなかった場合、支払証明書に当該費用が記載されないため、当初予定されていた費用が発生しなかったことを把握することができない。

なお、2023年度の所要経費の予算と実績の比較（予実比較）は、表10のとおりである。

表10 所要経費の予実比較

(単位：円)

項目	予算額 (a)	実績額 (b)	差異額 (b)－(a)
報酬	43,314	0	▲43,314
賃金	9,120,000	8,980,000	▲140,000
旅費	48,000	0	▲48,000
需用費	449,064	570,240	121,176
役務費	491,560	601,291	109,731
総事業費	10,151,938	10,151,531	▲407

(出典：市提供資料より監査人作成)

表10の予実比較によると、実績額として報酬及び旅費が計上されていない。そのため、年次計画書に記載されている「①運営協議会の開催」及び「②運営検討委員会の開催」がなされなかった状況を判別することができる。

このように、予算と実績を比較することにより、未発生費用を把握することができるため、事業の実施状況を適切に把握するという観点において、予実比較は有用である。

したがって、市は、実績報告の検証に当たって、予算と実績の比較を行うことを検討されたい。例えば、予算額と実績額との比較を行うことができるような様式を作成し、実績報告書に添付させるなどの方法が考えられる。

ウ 所要経費の必要性に関する検討について（意見4-2）

イで記載したとおり、医師会は計画で予定していた運営協議会及び運営検討委員会を開催していなかった。市が医師会に問い合わせたところ、「別の会議で関係者が集まった際に各病院の状況等を把握しているため、運営協議会及び運営検討委員会を開催していない。」とのことであった。

運営協議会及び運営検討委員会は、かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業において実施が必要と考えられることから、所要経費として認められているものである。しかし、別の会議において関係者が集まった際に実施できる水準の会合であるならば、所要経費として認める必要性に疑義が生じる。

市は、当該会議の開催経費を所要経費として認める必要性について疑義が生じることがないように、交付申請段階において慎重に検討するとともに、額の確定段階においても、実績報告の関係書類として議事録の提出を義務付けるなど、会議の実態について確認することを検討されたい。

5 子ども生活部

(1) 多摩・島しょ広域連携活動助成事業補助金（子ども総務課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	多摩・島しょ広域連携活動助成事業補助金
開始年度	2023 年度
根拠法令等	起案文書「2023 年度多摩・島しょ広域連携活動助成事業補助金について」
目的	多摩・島しょの魅力を高める事業であって、子ども（18 歳以下）を対象とした高度で大規模な感動体験を提供する事業（子ども体験塾事業）を共同事業として広域的に連携して実施するため。
終期年度（要綱サンセット）	2023 年度
指標	設定なし
周知方法	交付先が特定されているため周知はなし。

イ 補助金額等の推移

（単位：千円）

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	—	—	12,000
財源内訳			
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他※	—	—	12,000
一般財源	—	—	—
決算額	—	—	11,261
交付先数	—	—	1 団体

※ 共同している3市で持ち回りによって補助しているため、市としては3年に1回の補助となっている。

※ その他は、東京都市長会の「多摩・島しょ広域連携活動助成金」である。

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

(単位：千円)

交付先名	交付決定額	交付確定額
2023 年度町田市・多摩市・稲城市子ども体験塾実行委員会	11,893	11,261
合計	11,893	11,261

エ 指標の目標値及び実績値

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—

指標は設定していない。

② 監査の結果

ア 双方代理の回避について（指摘 5-1）

当該補助金については、請求者が町田市・多摩市・稲城市子ども体験塾実行委員会（以下、「子ども体験塾実行委員会」という。）、交付者が町田市となっている。子ども体験塾実行委員会は、町田市、多摩市、稲城市の3市で構成されており、事務局が町田市子ども総務課におかれ、委員長には町田市長が就任している。

このとおり、子ども体験塾実行委員会も町田市も、代表者は町田市長であることから、補助金の請求及び交付においては、双方代理（民法第108条）となっている。

双方代理は、委任手続等を経ない限り、代理の効果が市や子ども体験塾実行委員会に帰属しないことから、財務事務上、回避する必要がある。

民法より抜粋

(自己契約及び双方代理等)

第108条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

双方代理を回避する方法としては、例えば、補助金の請求において、委任状を

作成して子ども体験塾実行委員会の副委員長等に委任する方法が考えられる。民法第 108 条第 1 項但し書きを適用するのであれば、その旨を明確にするために、双方代理についての承諾書を作成する方法も考えられる。また、次に示す野洲市のように、規程を定めることにより対応している自治体もある。

(野洲) 市長の権限に属する事務の一部を臨時に代理する者を定める規程より抜粋

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、市長が、市長個人又は市長が代表者となっている団体（以下「特定団体等」という。）と契約を締結する場合において、地方自治法第 153 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を臨時に代理する者（以下「市長臨時代理人」という。）を定め、契約の適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(市長臨時代理人)

第 2 条 市長臨時代理人は、副市長とする。ただし、副市長に事故があるとき、又は副市長が欠けているときは、政策調整部長とする。

(代理する事務)

第 3 条 市長臨時代理人が代理する市長の権限に属する事務は、次に定めるところによる。

- (1) 特定団体等に対して補助金、交付金又は負担金を交付するための契約を締結するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、民法第 108 条に規定する双方代理の禁止規定に抵触する契約を締結する行為

いずれにしても、市は補助金の事務につき、代理の効果が市及び子ども体験塾実行委員会に帰属するよう、双方代理を回避する必要がある。

(2) 南町田子どもクラブ運営事業補助金（児童青少年課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	南町田子どもクラブ運営事業補助金
設定された年度	2019 年度
根拠法令等	南町田子どもクラブ運営事業補助金の交付に関する協定書
目的	南町田子どもクラブの運営に要する経費を補助することにより、円滑な運営を支援し、児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
終了年度（要綱サンセット）	2024 年度
指標	設定なし
周知方法	交付先が特定されているため周知はなし。

イ 補助金額等の推移

(単位：千円)

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	37,000	37,000	37,400
財源内訳			
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	37,000	37,000	37,400
決算額	37,000	37,000	37,400
交付先数	1 団体	1 団体	1 団体

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

（単位：千円）

交付先名	交付決定額	交付確定額
株式会社ミュージアム・スタッフ	37,400	37,400
合計	37,400	37,400

エ 指標の目標値及び実績値

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—

指標は設定していない

オ 南町田子どもクラブつみき

南町田子どもクラブつみきは、南町田グランベリーパーク内パークライフ・サイトのパークライフ棟（以下、「パークライフ棟」という。）の地下1階で運営している児童福祉施設である。南町田グランベリーパークは、「官民一体となった公益公共事業の推進」をコンセプトとしている。

パークライフ棟の所有者は株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツであり、パークライフ棟内の施設の運営の目的、役割分担等は「南町田グランベリーパーク パークライフ棟の運営に関する協定書」（以下、「運営に関する協定書」という。）に、表 11 のとおり記載されている。

表 11 パークライフ棟内の施設の運営の目的、役割分担等

項目/施設	パークライフ棟		
	1 階専用部分 (カフェ)	1 階専用部分 (まちライブラリー)	地下 1 階専用部分 (子どもクラブ)
使用目的	カフェ	図書館及びワーク ショップスペース	児童福祉施設
施設名称	(省略)	(省略)	南町田子どもクラブ つみき
事業責任者	(省略)	株式会社ミュージアム・スタッフ	
施設運営者	(省略)	(省略)	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ※
施設運営費用 負担者	(省略)	(省略)	町田市
施設管理及び 清掃業務委託先	東急プロパティマネジメント株式会社		
警備業務委託先	東急セキュリティ株式会社		

(出典:「運営に関する協定書」より監査人作成)

※ 2023 年 4 月 1 日に、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 (以下、「ワーカーズコープ」という。) に組織変更している。

「運営に関する協定書」より抜粋

2. 確認事項
③ミュージアム・スタッフは、子どもクラブの運営を一覧表に定める「施設運営者」に委託する。

このとおり、南町田子どもクラブつみきの運営は、ワーカーズコープが行っている。

この枠組みの中で、市と株式会社ミュージアム・スタッフ (以下、「ミュージアム・スタッフ」という。) は、「南町田子どもクラブ運営事業補助金の交付に関する協定書」(以下、「補助金に関する協定書」という。) を締結し、同第 2 条により、市は、補助対象事業の業務 (子どもクラブの運営) の全部又は一部をワーカーズコープへ委託することをあらかじめ承諾している。

「補助金に関する協定書」より抜粋

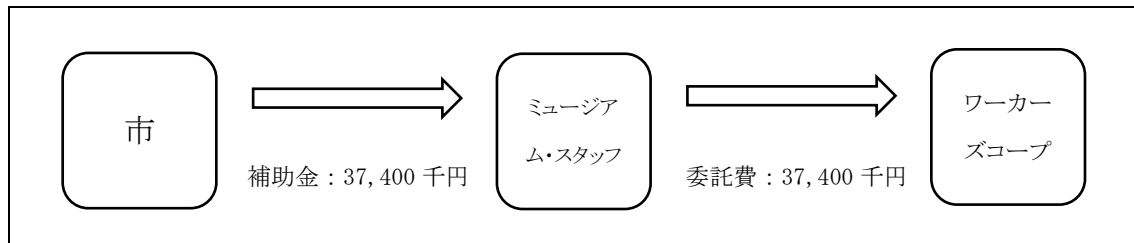
第 2 条

2 甲は、乙に対し、乙が補助対象事業の業務の全部又は一部を、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団に委託することをあらかじめ承諾する。

※ 甲：町田市、乙：ミュージアム・スタッフ

そのため、ミュージアム・スタッフに交付した南町田子どもクラブ運営事業補助金は、次のとおり、その全額がワーカーズコープへ委託費として支払われている。

資金の流れ



② 監査の結果

ア 補助金等交付申請書類（予算書）の検討について（指摘 5-2）

市は、補助金等交付申請書の関係書類として、2023 年度予算書、2023 年度事業計画及び職員調書をミュージアム・スタッフから入手している。2023 年度予算書は、表 12 のとおりである。

表12 南町田子どもクラブつみき予算書

(単位：千円)

補助対象経費	金額	備考
(1) 人件費	23,595	常勤職員及び非常勤職員（法定福利費等含む）
(2) 消耗品費	300	日常消耗品、事務備品等
(3) 備品費	150	遊具、玩具購入費等
(4) 運営活動費	660	日常活動費、行事活動費、謝礼等
(5) 広告宣伝費	100	求人広告等
(6) 研修費	180	指導員研修費
(7) 光熱水費	1,700	水道、電気使用料等
(8) 通信費	215	電話、インターネット、郵便、手数料等
(9) 修繕費	200	躯体、備品等の修理費用
(10) 委託費	4,550	リース料、施設維持管理費等
(11) 保育料	200	傷害保険等
(12) その他の経費	5,550	間接経費
合計	37,400	

(出典：2023 年度予算書)

市は、補助金の交付決定に当たり、入手した 2023 年度予算書の妥当性について検討すべきであるが、記載されている項目、金額及び備考の内容が適切であるかどうかの検討が不十分である。

例えば、(1) 人件費について、過年度実績との比較や申請時に入手している「2023 年度職員調書」（2023 年度の稼働人員についての、名前、常勤・非常勤の区分、時給、稼働時間等を記載した一覧表）との整合性等を確認しているとのことであるが、確認した証跡が残っていないため検討した事実が確認できない。

また、(12) その他の経費について、過年度実績との比較や一般社団法人指定管理者協会が公表している提言を参考に総費用の 20%程度を間接経費として認める運用をしているとのことであるが、これについても確認した証跡が残っていないため、確認した事実が確認できない。

2023 年度予算書を審査した過程が確認できない状況では、上長が補助金等交付申請書を決裁する際に予算書の妥当性を判断できないため問題である。

したがって、市は、補助金等交付申請書類（予算書）について十分に審査したうえで、その審査過程について、証跡を残す必要がある。

イ 補助事業等実績報告書類（収支報告書）の検証について（指摘5-3）

市は、補助事業等実績報告書の関係書類として、2023 年度収支報告書、2023 年度事業報告書、2023 年度利用者実績表等をミュージアム・スタッフから入手している。2023 年度収支報告書は、表 13 のとおりである。

表 13 南町田子どもクラブつみき収支報告書

(単位：千円)

補助対象経費	金額	備考
(1) 人件費	23,634	常勤職員及び非常勤職員（法定福利費等含む）
(2) 消耗品費	244	日常消耗品、事務備品等
(3) 備品費	57	遊具、玩具購入費等
(4) 運営活動費	732	日常活動費、行事活動費、謝礼等
(5) 広告宣伝費	178	求人広告等
(6) 研修費	223	指導員研修費
(7) 光熱水費	1,669	水道、電気使用料等
(8) 通信費	205	電話、インターネット、郵便、手数料等
(9) 修繕費	55	躯体、備品等の修理費用
(10) 委託費	4,547	リース料、施設維持管理費等
(11) 保育料	297	傷害保険等
(12) その他の経費	5,550	間接経費
合計	37,400	

(出典：2023 年度収支報告書)

市は、補助金の額の確定に当たり、入手した 2023 年度収支報告書の妥当性について検証すべきであるが、その検証が不十分である。

具体的には、(1) 人件費～(6) 研修費については、集計表や部門別の会計帳簿によりその根拠を確認していたが、(7) 光熱水費～(12) その他の経費については、その根拠を確認していなかった。なお、市は、監査の指摘を受け、(7)～(12) の根拠資料を追加入手した。

このとおり、市は、収支報告書の妥当性を検証しないまま、額の確定をおこなっており問題である。

したがって、市は、補助事業等実績報告書の関係書類（収支報告書）について、その妥当性を十分に検証する必要がある。

ウ 収支報告書の検証の徹底について（指摘5-4）

収支報告書の検証が不十分であることについて、イで記載したが、予算書と収支報告書を比較することによっても、その不十分性が認められる。

表14は、予算書と収支報告書を比較したものであるが、(12) その他の経費の金額及び合計金額が一致している状況である。

表14 予算書と収支報告書の比較

(単位：千円)

補助対象経費	予算書 a	収支報告書 b	差額 b-a
(1) 人件費	23,595	23,643	48
(2) 消耗品費	300	244	△56
(3) 備品費	150	57	△93
(4) 運営活動費	660	732	72
(5) 広告宣伝費	100	178	78
(6) 研修費	180	223	42
(7) 光熱水費	1,700	1,669	△31
(8) 通信費	215	205	△10
(9) 修繕費	200	55	△145
(10) 委託費	4,550	4,547	△3
(11) 保育料	200	297	97
(12) その他の経費	5,550	5,550	—
合計	37,400	37,400	—

(出典：予算書、収支報告書より監査人作成)

予算書は、事業を実施する前に想定した金額であり、収支報告書は、実際に発生した費用の金額を集計したものである。そのため、予算書と収支報告書の金額が一致するのは、家賃や保険料などの事前に金額が定まっている費用であり、そのような性質を持たない他の費用は、両者が1円単位で一致する可能性は低いと考えられる。

しかし、市は、収支報告書の(12) その他の経費の金額が予算書と同額となっているにもかかわらず、その内容を把握し検証することなく、補助金額確定の意思決定を行っており問題である。

また、1つの項目において金額の一致が発生したとしても、各項目の合計額において一致することは、極めて稀な状況と考えるべきである。

しかし、市は、収支報告書の合計金額が、予算書と同額となっているにもかか

ならず、その内容を把握し検証することなく、補助金額確定の意思決定を行っており問題である。

なお、市は、当該補助金の申請から精算までの流れとして、交付申請、交付決定、変更交付申請、変更交付決定、実績報告、精算とのプロセスを設けているが、変更交付申請の提出がなく、実績報告が提出されたため、提出書類を基に審査をしたとのことである。そのようなプロセスを設けているものの、そもそも予算書と同額の収支報告書は前述したように異常点があるものといえる。したがって、そのような収支報告書は、変更交付申請の有無に関わらず、審査の過程で内容を十分に確認すべきであったといえる。

以上より、現状における市の収支報告書の確認は著しく不十分といえる。したがって、市は、実態に則した収支報告書の入手に努めるとともに、入手した収支報告書については、添付資料の網羅性の確認、予算書との比較及び前年度実績との比較等、詳細な審査を実施することにより異常点を把握し、把握した異常点の合理性の有無について十分確認するなど、収支報告書の検証を徹底する必要がある。

以下は参考情報として記載する。

先に記載したとおり、(12) その他の経費の根拠資料を監査の過程で追加入手しているが、その金額の計算根拠は次のとおりであった。

- イ 管理費／事業費＝15.52% ← 法人全体の決算書金額より算定
- ロ $37,400 \text{ 千円} \times 15.52\% = 5,802 \text{ 千円}$
- ハ 一般管理費予算額 5,550 千円を上限とする
- 二 したがって、「その他の経費」は 5,550 千円

(出典：市提出資料)

イで法人全体の事業費に対する管理費の割合を算定し、ロで当該割合を用いて補助事業の管理費を算定している。その場合、ロの計算において乗じるべき金額は事業費であり、表14(1)～(11)の合計額(31,850千円)とするのが合理的である。しかし、補助事業者は事業費に(12)その他の経費を加えた金額(37,400千円)を使用しており、合理性に欠ける算定方法となっている。

なお、今回の外部監査における指摘を受け、市は、(12)その他の経費について(1)～(11)の合計額を用いて算出すること、及び交付申請時と変更がある経費については実績額を計上することを指示し、収支報告書を再提出させている。その結果、その他の経費が497,673円減額、人件費が703,655円増額となったが、補助金額に影響はなかった。

エ 補助先の仕入税額控除の取扱いについて（意見5-1）

補助先が交付を受けた補助金を課税対象取引に使用した場合、補助先は消費税の申告に当たり、仕入税額控除を受けることになる。

消費税は、1年間に受け取った消費税額から支払った消費税額を控除して申告・納付（又は還付）することになる。

【消費税の計算】

消費税の納付額（注）＝受け取った消費税額－支払った消費税額

（注）計算結果がマイナス（△）の場合は還付となる。

例えば、1,100の補助金を受領し、課税取引に1,100を使用した場合、受領した補助金は消費税とは無関係（消費税法的には不課税取引）であるため、補助金受給者の消費税の申告は「 $0 - 100 = \Delta 100$ 」となり、100の還付を受けることになる。この場合、補助金受給者は実質的な1,000の負担に対し1,100の補助金を受給していることになり、補助金受給者は消費税還付額についてメリットを享受していることになる。補助金受給者が還付を受けた100は本来、補助金の交付元である市に返還すべきものであると考えられる。

本件においては、補助金に関する協定書に仕入税額控除の返還に関する条項が設けられていないことから、「①オ 南町田子どもクラブつみき」に記載のとおり、補助金の交付先であるミュージアム・スタッフが、委託費（課税取引）として全額使用しているため、「 $(37,400 \text{ 千円} \div 1.1) \times 10\% = 3,400 \text{ 千円}$ 」の仕入税額控除を受けるというメリットを享受しており問題である。

以上より、補助金に関する協定書に仕入税額控除額の市へ返還に関する条項を新設するか、消費税相当額は補助しないこととするかなどについて、市の方針を検討されたい。

オ 南町田子どもクラブつみきの位置づけについて（意見5-2）

「①オ 南町田子どもクラブつみき」に記載したとおり、南町田子どもクラブつみきは、2019年11月に南町田グランベリーパークライフ・サイト内に開館した子育て支援施設（児童福祉施設）である。

市ホームページの「公共施設一覧」においても、南町田子どもクラブつみきが記載されていることが確認できる。

The screenshot shows the Machida City website with the 'Public Facilities Overview' page. A blue arrow points from the 'Public Facilities Overview (CSV・91KB)' link to a table entry for 'Minami Machida Children's Club Tsumiki'.

Public Facilities Overview

更新日：2024年4月1日

公共施設一覧 (CSV・91KB)

- 本データは毎年発行している「まちだガイド」をもとに、デジタル庁の定める自治体標準オープンデータセット様式で作成しています。
- データ時点：2024年4月現在
- 本データは地図作成上の誤差を含んでおります。

	A	B	C	D	E	F	G
1	全国地方公共団体コード	ID	地方公共団体名	名称	名称_カナ	名称_英	名称_漢
52	132098	1.32E+11	町田市	南町田子どもクラブ「つみき」	ミナミマチダコドモクラブ「ツミキ」		
53							
54							
55							

(出典：市ホームページ)

また、市ホームページの「まちだ子育てサイト」においても、他の子どもクラブと同様に、南町田子どもクラブつみきが確認できる。

本文へ サイトマップ Foreign Language 町田市ホームページへ

まちだ子育てサイト 地図 Google 提供

ホーム 目的からさがす 年齢からさがす 地図からさがす

現在のページ ホーム > 組織から探す > 子ども生活部 > 児童青少年課 > 子どもセンター・子どもクラブ > 子どもセンター・子どもクラブ施設一覧

子どもセンター・子どもクラブ施設一覧 病院・救急

子どもクラブ

乳幼児とその保護者から18歳までの青少年を対象とした施設で、多目的ホール、乳幼児コーナーなどがあります。

子どもクラブ施設一覧

施設名	電話	ファックス	住所	運営団体
南大谷子どもクラブ MOこもこ	042-739-6791	042-739-6792	町田市南大谷264 都営4号棟1階	特定非営利活動法人子育て子育て支援タグポート
玉川学園子どもクラブ ころころ児童館	042-710-1475	042-710-1476	町田市玉川学園3-3 5-45	特定非営利活動法人子育て子育て支援タグポート
木曽子どもクラブ きそっち	042-729-2260	042-729-2260	町田市木曽東1-6-4 0	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
南町田子どもクラブ つみき	042-850-6035	042-850-6034	町田市鶴間3-1-4 パークライフ棟	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
小山子どもクラブ さん	042-794-8033	042-797-0533	町田市小山町1165-3	特定非営利活動法人青少年健全育成会ホシザクラ
三輪子どもクラブ MIWA~GO (みわーご)	044-299-6307	044-299-6307	町田市三輪緑山3-2 5-2	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
小山田子どもクラブ ゆめいく	042-798-5519	042-794-8663	町田市小山田桜台2-1-2	特定非営利活動法人小山田ぶらっとホームこのゆびとまれ

(出典：市ホームページ)

このような市ホームページの情報からは、市が、南町田子どもクラブつみきを市の公的施設として扱っているように見える。

一方で、市によれば、「①オ 南町田子どもクラブつみき」に記載のとおり、当該施設が入っている南町田グランベリーパークライフ・サイトは、株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツが所有し、ミュージアム・スタッフが南町田子どもクラブつみきを運営（実際はワーカーズコープへ委託）しており、いわゆる民設民営であるとのことであった。

そのことは、町田市子どもセンター条例 別表第1（第2条関係）に、南町田子どもクラブつみきが含まれていないことから、確認できる。

町田市子どもセンター条例より抜粋

別表第1（第2条関係）

区分	名称		位置
センター	ばあん		町田市金森四丁目5番7号
	つるっこ		町田市大蔵町1, 913番地
	ばお	本館	町田市相原町2, 025番地2
		分館	町田市小山ヶ丘四丁目1番地13
	ただON		町田市忠生一丁目11番地1
	まあち		町田市中町一丁目31番22号
クラブ	南大谷子どもクラブ		町田市南大谷二丁目29番4号
	玉川学園子どもクラブころころ児童館		町田市玉川学園三丁目3, 918番地3
	木曽子どもクラブ		町田市木曽東一丁目6番40号
	小山子どもクラブ		町田市小山町1, 165番地3
	三輪子どもクラブ		町田市三輪緑山三丁目25番地2
	小山田子どもクラブ		町田市小山田桜台二丁目1番地2

市としては、南町田子どもクラブつみきも、児童福祉法に規定する児童福祉施設であるとして、他の施設とまとめて情報開示しているとのことであるが、民営施設か公的施設かといった観点からは、現状の情報開示は誤解を招く可能性があることは否定できない。

以上のことから、市が発信している南町田子どもクラブつみきに関する情報は、当該施設が民設民営であるにも関わらず公的施設であるかのような誤解を与えるものとなっている。このように、市民が誤解をし得る状況において当該施

設で事故等が発生した場合、市としての責任が問われる可能性がある。

したがって、南町田子どもクラブつみきが公的施設であると誤解をあたえるような現状の情報発信について見直すことを検討されたい。

カ 施設運営者の不適正報告事案を受けた対応について（意見 5-3）

「①オ 南町田子どもクラブつみき」に記載したとおり、ミュージアム・スタッフは補助対象事業の全部をワーカーズコープへ委託しており、市もその委託について承諾しているため、南町田子どもクラブつみきの施設運営者はワーカーズコープとなっている。

ワーカーズコープは、次に示すとおり、2023 年 7 月に、職員配置人員について新宿区へ虚偽の記載と報告を行っていたことが判明し、新宿区から「指名停止措置」を受けた。

「新宿区における指名停止措置及び協定解除の申入れについて」より抜粋

2023 年 7 月 21 日

（省略）

このたび、弊法人が新宿区で受託している児童館・学童・放課後子どもひろば事業等の配置について、人員不足を背景に職員配置人員について区への虚偽の記載・報告を行っていたことが判明しました。この事態を重く受け止め、弊法人は新宿区へ同区内で指定管理者として運営している児童館・地域交流館、シニア館の協定解除の申入れを行っております。

また、業務委託で運営している学童クラブ、放課後子どもひろば事業等の児童指導業務等に関しては令和 5 年 7 月 13 日付で新宿区から「指名停止措置」を受け、令和 6 年 3 月 31 日までの運営となりました。

（省略）

本件については、早急に調査委員会を設置し、事実関係の正確な把握、問題の本質を徹底して明らかにします。

（省略）

（出典：ワーカーズコープホームページ）

新宿区における不適正報告が判明したことを受けて、ワーカーズコープは、町田市内で実施している事業の 2022 年度の実施状況を調査し、2023 年 9 月にその結果を市に報告している。

ワーカーズコープが運営者となっている市所管施設は表 15 のとおりであり、計 4 施設に合計 132 百万円の公金が支出されている。ワーカーズコープによる

実施状況調査の結果は表 16 のとおりである。

表 15 運営者がワーカーズコープとなっている施設

施設名	運営者	形態	金額（千円）
南町田子どもクラブ	ワーカーズコープ	再委託先 ※	37,400
木曽子どもクラブ	ワーカーズコープ	指定管理	28,413
三輪子どもクラブ	ワーカーズコープ	指定管理	27,189
南第一さくら学童保育クラブ	ワーカーズコープ	指定管理	39,345
合計			132,347

※ ミュージアム・スタッフが実施する補助事業の再委託先

表 16 市所管施設の調査結果

施設名	調査結果	原因等
南町田子どもクラブ	「町田市子どもクラブ業務仕様書」に定める配置基準を満たせなかった日が3日発生。	職員及びその家族の体調不良、不測の事態によるものや、シフト作成及び管理ミスが原因。
木曽子どもクラブ	「町田市子どもクラブ業務仕様書」に定める配置基準を満たせなかった日が8日発生。	同上
三輪子どもクラブ	「町田市子どもクラブ業務仕様書」に定める配置基準を満たせなかった日が24日発生。	同上
南第一さくら学童保育クラブ	児童が少ない時間帯に、配置基準を満たせなかった日が159日※発生。	町田市が定める、「町田市学童クラブ業務マニュアル」の理解が不十分であったため、利用児童減少により、職員が減員可能と誤認していたことが原因。

（出典：「実施状況調査報告について」より監査人作成）

※ 次に示す「実態調査における配置不足の状況報告」より監査人集計。

表16のとおり、ワーカーズコープが運営している全ての施設において、配置基準を満たせなかった日が発生していた。市によると、ワーカーズコープとともに、シフト表や出勤簿と照合するなどして、配置不足の状況を調査したうえで、ワーカーズコープから「実態調査における配置不足の状況報告」（エクセルシート）を受領したとのことであるが、当該エクセルシートがあるのみで、市が実施した調査方法や調査結果に関する記録が一切残されていなかった。

これでは、配置不足が判明した事実を踏まえたうえでの、市としての対応策の検討結果等が不明であり、市の調査として不十分であると考ええる。また、市の調査は、子どもクラブ3施設については2022年度及び2023年度4月～6月、南第一さくら学童クラブについては2022年度及び2023年度4月～9月の任意抽出した6日間を対象としているが、調査対象期間も不十分であると考ええる。

上記「イ 補助事業等実績報告書類（収支報告書）の検証について（指摘5-3）」及び「ウ 収支報告書の検証の徹底について（指摘5-4）」において、収支報告書の検証が不十分であると記載したが、配置不足が判明した以上、市は、補助事業に関する再委託先であるワーカーズコープに対して、不正に対応した手続を実施するなど、より慎重に対応する必要があると考ええる。

例えば、人件費について、人員の配置に関して記載された資料を確認するだけでなく、雇用契約書や給与台帳、給与の支払いの証憑等、職員が実在したことが明確になる資料を確認するなどして、補助事業等が適切に実施されたか否かについて、より厳格に検証されたい。

(3) 冒険遊び場活動補助金（児童青少年課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	町田市冒険遊び場活動補助金
開始年度	2007 年度
根拠法令等	町田市冒険遊び場活動補助金交付要綱
目的	冒険遊び場活動を行う団体に対し、当該活動に要する経費を補助することにより、地域において市民が子どもを育成する活動の活性化を図り、もって子どもの健やかな育成に寄与することを目的とする。
終期年度（要綱サンセット）	2025 年度
指標	設定なし
周知方法	毎年、実施団体の公募を実施しており、市のホームページで募集要項を配布し、周知しているほか、広報誌でも周知を図っている。

イ 補助金額等の推移

(単位：千円)

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	26,450	27,720	32,340
財源内訳			
国庫支出金	—	—	—
都支出金	13,225	13,860	16,170
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	13,225	13,860	16,170
決算額	25,523	27,582	30,595
交付先数	7 団体	8 団体	8 団体

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

(単位：千円)

交付先名	交付決定額	交付確定額
特定非営利活動法人子ども広場あそべこどもたち 他 7 団体	30,614	30,595
合計	30,614	30,595

エ 指標の目標値及び実績値

(単位：—)

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—

指標は設定していない

② 監査の結果

ア 実績報告の検証証拠について（意見 5-4）

市は、補助金を交付するに当たり、補助金受給希望者より交付申請を受け付け、申請内容の審査を行い、申請内容が補助金交付要綱の要件を満たしていることを確認し交付を決定する。交付決定後、申請者の求めに応じ事前に補助金の概算

払いを実施する。年度終了後、補助金受給者は、交付を受けた補助金の使途の実績について市へ報告し、市は、使用実績に関する報告の内容を審査する。審査の結果、交付した補助金が補助金交付要綱に定められた目的に使用されたことが確認された範囲において補助金額を確定させる。確定した補助金額より概算払いした金額が多い場合、市は補助金受給者へ差額の返還を求めることになる。したがって、実績報告の検証は市にとって重要な業務である。

しかし、入手した実績報告の中に、検証を実施した証跡のないものが確認された。市によると、「紙削減のためにデータで突合作業を行いました。」や「報告内容をエクセルに打ち直し、自動計算によって確認する場合もあるため、その場合は確認証跡が残らないかもしれません。」とのことであった。

データ上や、エクセルでの打ち直しによる検証を実施した結果、確認証跡のない紙資料をファイル保管した場合、保管された資料からは、検証した証跡が確認できず、何もしていないような外観となる。この保管状況は、上長が当該実績報告を決裁する際に、担当者が実施した作業内容が不明であり、再度確認作業を実施しなければならないケースも考えられ、それは決裁に関する業務の効率性を害する可能性があり問題である。また、データ上での目視による検証は、検証作業にミスが生じる可能性が高くなると考えられ問題である。

したがって、極力、データを印刷し、紙上に確認証跡を残すことが望ましいと考えられる。ただし、紙の節約などの事情により、データ上で確認作業を実施した場合には、紙上に「データ上で確認済み」といった証跡を残すことや、エクセルを用いて検証を行った場合には、当該エクセルデータを印刷し添付するなど、検証した証跡が第三者にも判明する運用とすることを検討されたい。

(4) 保育士等キャリアアップ補助金（保育・幼稚園課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	町田市保育士等キャリアアップ補助金
開始年度	2015 年度
根拠法令等	町田市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱
目的	保育所等における保育士その他の職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助することにより、保育内容の向上を図り、もって保育所等に入所する児童の福祉増進に寄与することを目的とする。
終期年度（要綱サンセット）	2026 年度
指標	保育の質の向上の推進にかかる相談者の満足度
周知方法	対象施設に直接送付、重要な変更事項等は保育施設向け説明会等で説明。

イ 補助金額等の推移

（単位：千円）

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	298, 446	323, 308	318, 053
財源内訳			
国庫支出金	—	—	—
都支出金	253, 203	273, 168	268, 433
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	45, 243	50, 140	49, 620
決算額	281, 707	290, 258	299, 334
交付先数	60 施設	61 施設	61 施設

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

（単位：千円）

交付先名	交付決定額	交付確定額
学校法人正和学園幼保連携型認定こども園 町田自然幼稚園 他 60 施設	310, 556	299, 334
合計	310, 556	299, 334

エ 指標の目標値及び実績値

（単位：％）

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	—	80	85
実績値	—	100	100

② 監査の結果

ア 実績報告の法定福利費率の検証について（意見 5－5）

保育士等キャリアアップ補助金は、事業主に対して当該事業主が雇用する職員の処遇を改善するために交付する補助金である。

当該補助金は、職員の処遇を改善したことに伴い発生する事業主が負担する社会保険料等の法定福利費も補助の対象となっている。そのため、当該補助金の実績報告では、職員への処遇改善額と処遇改善に伴う事業主負担額の合計額が報告され、当該合計額が交付決定額を下回る場合には、差額を返還することが必要となる。

なお、事業主が負担する法定福利費は、健康保険法等の法令で定められており、給与に対する標準的な比率は、表 17 のとおりとなっている。

表 17 法定福利費の事業主と本人の負担割合

(単位：％)

項目	全体	事業主負担	本人負担
健康保険料	10.00	5.00	5.00
介護保険料	1.82	0.91	0.91
厚生年金保険料	18.30	9.15	9.15
子ども・子育て拠出金	0.36	0.36	—
労災保険料	0.30	0.30	—
雇用保険料	1.55	0.95	0.6
合計	32.33	16.67	15.66

※1 2023年4月1日現在

※2 40歳～65歳を想定

当該補助金の実績報告を閲覧したところ、処遇改善額に対する事業主負担の法定福利費が、表 17 の標準的な比率を大きく上回って算定されているものや、社会保険料が発生しない可能性がある非常勤職員を含めて算定されているものが確認された。

具体的には、表 18 のとおりである。

表 18 実績報告における処遇改善額と増加法定福利費の割合

(単位：千円)

施設名	処遇改善額 A	法定福利費 B	割合 C=B/A	コメント
a	14,369	4,016	27.95%	法定福利費率が高い
b	3,264	913	27.98%	同上
c	8,065	2,251	27.91%	同上
d	3,156	879	27.85%	同上
e	3,538	924	26.11%	同上
f	3,752	985	26.24%	同上
g	4,188	1,047	25.00%	非常勤含め一律 25%
h	3,555	711	20.00%	非常勤含め一律 20%
i	5,490	1,098	20.00%	同上
j	3,007	601	20.00%	同上
k	2,311	462	20.00%	同上
l	7,880	1,555	19.73%	非常勤含め一律 19.73%

(出典：実績報告書より監査人作成)

※ 法定福利費 B は、処遇改善により増加した事業主負担分の社会保険料等

表 18 のとおり、法定福利費の事業主負担割合 C は、表 17 の法定福利費の事業主負担割合 16.67% と概ね同程度が想定されるところ、当該想定率を大幅に上回っている実績報告があった。また、処遇改善された職員が社会保険に加入している場合に事業主の法定福利費の負担が発生するにもかかわらず、社会保険に加入していない可能性がある非常勤職員を含めて一律に法定福利費を算定している実績報告もあった。

しかし、市は、これらの法定福利費の妥当性について、特に検証していない。

市によると、東京都説明資料（令和 5 年度実績報告について（前編） 東京都保育士等キャリアアップ補助金）に次の説明があることから、法定福利費の事業主負担割合が 30% を超える場合のみ、その妥当性について検証をしているとのことであった。

東京都説明資料 P42 より抜粋

■一般的に考えらえる賃金の上昇に伴う法定福利費等の事業主負担額の割合を大幅に上回る数値が⑬に入力されていると判定が×となります。(当様式では、⑬に⑨の 30%を超える額が入力されていると判定が×となるように設定しています)

※ ⑨：キャリアアップ補助金による賃金改善額

⑬：賃金改善に伴う法定福利費の事業主負担増加額

なお、市は、都から「法定福利費の事業主負担額は事業主によってある程度ブレがある点を考慮して 30%と設定しており、一般的な率を超えるからといって、理由を求めることはしていない。」との回答があったこと。また、都が直接補助する社会福祉法人と、市が間接補助する学校法人やNPO法人等との間で、審査基準に差異が生じてはならないと考えていることから、30%を超えない限り、検証する必要はないとの考えである。

しかし、発生していない経費を市は補助対象経費として認めるべきではないことは論を待たないのであるから、今回のように発生していない可能性の高い法定福利費については、市は補助金交付者として、より慎重に検証する必要があると考える。

もちろん、補助対象経費の検証に当たって、一定程度の概算として算出することは合理的であり認められると考える。しかし、本件においては、通常想定される比率の 2 倍弱の比率となっていることから、同じ補助金に対する審査基準に差異が生じてはならないとして都の方針に則っている市の事務運用には一定の理解はできるものの、概算の域を超えており到底認められないと判断した。

したがって、表 18 のような実績報告については、事業者理由を確認するなどして、慎重に検証されたい。また、実績報告の注意事項として、報告する法定福利費の実績額は「事業主負担」分であることや非常勤職員について事業主負担の法定福利費を報告する場合は、当該非常勤職員が社会保険に加入している場合であることを強調するなど、実績報告の法定福利費の内容について事前に注記喚起することを検討されたい。

(5) マイ保育園事業加算補助金（子育て推進課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	町田市マイ保育園事業加算補助金
開始年度	2014 年度
根拠法令等	町田市マイ保育園事業加算補助金交付要綱
目的	マイ保育園が、乳幼児及び保護者が相互に交流できる場所を設定し、子育てについての相談、情報の提供その他の支援を行う事業の実施に要する経費の一部を補助することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。
終期年度（要綱サンセット）	2025 年度
指標	施設数
周知方法	補助対象となる施設に対し、直接メールにて個別に案内している。

イ 補助金額等の推移

（単位：千円）

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	123, 471	136, 854	138, 292
財源内訳			
国庫支出金	24, 130	26, 842	26, 842
都支出金	44, 478	45, 998	46, 779
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	54, 863	64, 014	64, 671
決算額	123, 996	135, 448	136, 212
交付先数	54 施設	55 施設	56 施設

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

（単位：千円）

交付先名	交付決定額	交付確定額
社会福祉法人景行会草笛保育園 他 55 施設	137, 885	136, 212
合計	137, 885	136, 212

エ 指標の目標値及び実績値

（単位：施設）

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	60	61	61
実績値	59	60	61

※ 各年度の施設数には、補助金対象外である公立施設 5 施設を含む。

② 監査の結果

ア 実績報告の検証証拠について（意見 5-6）

市は、町田市マイ保育園事業加算補助金に係る実績報告として、補助金申請者に対して、使用した経費の項目と金額が記載された「合計表」と、当該経費に関する請求書や領収書の写しの提出を求めている。

市が入手した実績報告書を閲覧したところ、提出された請求書や領収書の写しに、印刷が不明瞭で内容が確認できないものが発見された。また、請求書や領収書の写しではなく、「見積書」の写しが提出されている実績報告書が発見された。

市によると、実績報告を検討した時点において、印刷不明瞭なもの、また、添付書類が不適切なものについては、直接提出者へ問い合わせを行い、適切なデータを受領し、内容を確認したとのことであった。しかし、決裁文書において、問い合わせを行ったことを確認できる記載はなく、また新規に入手した資料も残されていないため、実績報告についての修正や検証の過程が確認できなかった。

このような状況は、上長が決裁する際に書面において修正や検証の過程が確認できず、業務実施における効率性の観点から改善の余地があると判断した。また、修正や検証の過程を確認しないまま上長が決裁している場合には、決裁業務について、その有効性の観点から改善の余地があると判断した。

したがって、実績報告の検証の過程で確認した事項は、確認した旨とその結果

についての証跡を残す運用を検討されたい。また、検証の過程で資料を追加でデータ入手した場合は、その旨の証跡を残す又は入手データを印刷し紙で保管するなどの運用を検討されたい。

イ 差替えが生じた場合における市の文書保管の不備について（指摘 5-5）

市による検証の過程で、実績報告が修正され、再提出されているにもかかわらず、古い実績報告がそのまま保管され、実績報告の差替えが行われていない状況が確認された。実績報告が差替えとなった要因は、経費報告された講師代に関して、当初、源泉控除後の手取り額で報告されていたため、源泉控除前に修正したというものであった。

現状の書類の保管状況は、最終版の実績報告が保管されておらず、実績報告の修正の過程や修正による影響が不明となっている。そのような状況は、文書管理規程に違反するとともに、上長は最終の実績報告を確認することができず、上長の承認作業にも影響を与えることになり問題である。

文書管理規程より抜粋

（文書等管理の原則）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

（1）文書等 職務上作成し、又は文書、図画、写真、フィルム及び電子文書をいう。

第3条 文書等は、（中略）正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が適正かつ能率的に行わるよう処理し、及び管理しなければならない。

したがって、実績報告の検証の過程で金額が修正され、実績報告が再提出となった場合には、古い実績報告と差替え、当該実績報告を最終版として保管する必要がある。

ウ 実績報告の検証の効率化について（意見 5-7）

実績報告は、使用した経費についての合計表に合わせ、根拠資料として請求書や領収書の写しが添付され提出される。提出する施設は56施設にもおよび、添付される請求書や領収書の写しは、数十枚と膨大となっている。

提出される合計表は経費の種類ごとに合算されているため、市の担当者は合計表の金額がどの証憑の合計となっているかをメモしながら検証している。実

績報告によっては、添付された証憑と合計表の繋がりを分かり易く付番しているものもあるが、中には、繋がりが非常に分かりにくい実績報告も存在しているのも事実である。

このような状況は検証担当者への負担も大きく、検証誤りが生じる可能性も高くなる。したがって、実績報告の検証を効率的に実施し、その正確性を高めるために、添付証憑と合計表の間に、証憑毎の集計表の作成を実績報告の提出時に求める運用にすることを検討されたい。

(6) おうちでごはん事業補助金（子ども家庭支援課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	町田市おうちでごはん事業補助金
開始年度	2019 年度
根拠法令等	町田市おうちでごはん事業補助金交付要綱
目的	おうちでごはん事業を実施する者に対し、その事業の実施に要する経費を補助することにより、ひとり親世帯等の保護者の負担の軽減及び親子のコミュニケーションの時間の確保を図り、もってひとり親世帯等の福祉の向上に寄与することを目的とする。
終期年度（要綱サンセット）	2024 年度
指標	配達食数
周知方法	交付先が特定されているため周知はなし。

イ 補助金額等の推移

(単位：千円)

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	12,911	13,333	17,020
財源内訳			
国庫支出金	4,368	5,371	6,482
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他※	4,397	5,500	7,000
一般財源	4,146	2,462	3,538
決算額	12,769	13,333	16,970
交付先数	1 団体	1 団体	1 団体

※ その他は、指定寄附金である。

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

（単位：千円）

交付先名	交付決定額	交付確定額
社会福祉法人町田市社会福祉協議会	16,970	16,970
合計	16,970	16,970

エ 指標の目標値及び実績値

（単位：食）

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	200	240	280
実績値	209	249	300

※お弁当を喫食する人数1人を1食として計算。

② 監査の結果

ア 実績報告の検証について（指摘5-6）

市は補助先である社会福祉法人町田市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）から、補助金に関し、表19にあるような申請書と実績報告を入手している。

表 19 補助金に係る申請書と実績報告

(単位：千円)

項目	申請書	実績報告
非常勤給与	3,511	3,538
法定福利費	590	503
人件費計	4,101	4,042
消耗器具備品費	1,938	1,889
印刷製本費	120	－
通信運搬費	51	41
業務委託費	10,548	10,879
賃借料	83	－
保険料	28	19
雑支出	5	－
事業費計	12,773	12,828
燃料費	72	72
租税公課	10	20
福利厚生費	14	8
事務費計	96	100
合 計	16,970	16,970

(出典：申請書、実績報告より監査人作成)

表 19 によれば、申請時の金額と実績報告の金額が 16,970 千円で一致している。申請時は予算であり、項目ごとに概算で算出される。一方で、実績報告は、実際の金額で集計されるものであることから、両者が 1 円単位で一致することは通常考えられない。市へ確認したところ、「2023 年度については、市社協において事業に係る経費について不足が生じたと聞いておりますが、市社協が事業の実施主体であることから、不足分は市社協で負担したとのこと。印刷製本費など市社協としてもともと独自予算を持っているものは、おうちでごはん事業分に当該予算を流用していると聞いております。」との回答を得た。

市は、実績報告についてヒアリングのみで検証を行い、申請額と実績額が同額であることや、費用項目に申請時に計上されていたものが実績時に計上されていないことについて、詳細な検証を実施していない。すなわち、市は、実績報告における費用に関して、客観的な資料による確認を実施しておらず、実績報告に記載された費用が実際に発生しているかどうか、検証がない状況にもかかわらず、補助金額の確定に関する意思決定を行っている状況となっている。

したがって、市は入手した実績報告についてヒアリングによる検証だけでな

く、内容について詳細な検証を実施する必要がある。

また、申請額と実績額が同額となっている現状のような実績報告では、市社協が行っている事業の実態が適切に反映されていないと考えられる。本事業の実施に当たり、町田市おうちでごはん事業協定書が締結されており、当該協定書に従いサービスが提供されるため、一定のサービス水準は維持されるものの、事業の赤字が継続している場合、必要経費の削減を実施し、サービス水準の低下につながる可能性がある。

また、毎年の予算要求に当たり市社協より見積書を徴取し補助額を決定しているため、市社協が必要とする補助金の増額（又は減額）には対応はしているものの、過年度の実績報告が事業の実態を正しく反映していない場合、市社協から要求された増加額（又は減少額）の妥当性を判断することはできない。

したがって、市としては補助金額の増額や減額を適切に判断し、また、補助対象事業としての妥当性・適格性を検討するためにも、実績報告は、実態を正しく反映したものを入手する必要がある。

6 経済観光部

(1) にぎわい空間創出推進事業補助金（産業政策課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	町田市にぎわい空間創出推進事業補助金
開始年度	2014 年度
根拠法令等	町田市にぎわい空間創出事業補助金交付要綱
目的	町田市の中心市街地に新たな賑わいを創出するための事業に要する経費を補助することにより、まちの魅力を発信し、及び賑わいを創出する拠点並びに人々が憩い・交流するゆとりの空間の実現を支援し、もって町田市における中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。
終期年度（要綱サンセット）	2026 年度
指標	設定なし
周知方法	補助対象団体へ直接案内する。

イ 補助金額等の推移

（単位：千円）

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	20,000	20,000	20,000
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	20,000	20,000	20,000
決算額	20,000	20,000	20,000
交付先数	1 団体	1 団体	1 団体

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

(単位：千円)

交付先名	交付決定額	交付確定額
一般社団法人町田市観光コンベンション協会	20,000	20,000
合計	20,000	20,000

エ 指標の目標値及び実績値

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—

指標は設定していない。

オ 補助対象者等

町田市にぎわい空間創出事業補助金（以下、「にぎわい補助金」という。）の補助対象者は、一般社団法人町田市観光コンベンション協会（以下、「観光コンベンション協会」という。）である。補助対象事業は、観光コンベンション協会が町田シバヒロ（旧町田市庁舎の跡地にある芝生広場）において行うイベント等の事業であり、補助対象経費は次のとおりである。なお、補助金の交付額は 20,000 千円が上限となっている。

にぎわい補助金交付要綱より抜粋

第5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 委託料
- (3) 消耗品費
- (4) 光熱水費
- (5) 広告宣伝費
- (6) 保険料
- (7) 修繕料
- (8) 借上料
- (9) 謝礼

- (10) 旅費
- (11) 備品購入費
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

② 監査の結果

ア 評価指標の設定について（意見 6-1）

上記「①エ 指標の目標値及び実績値」に記載したとおり、にぎわい補助金においては、指標等を設定していない。

補助金については補助する目的があり、その目的の達成度合いを測定、評価するために指標等を設定することが望まれる。にぎわい補助金の目的は、にぎわい補助金交付要綱において、以下のとおり定められている。

にぎわい補助金交付要綱より抜粋

第2 補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、町田市の中心市街地に新たな賑わいを創出するための事業に要する経費を補助することにより、まちの魅力を発信し、及び賑わいを創出する拠点並びに人々が憩い・交流するゆとりの空間の実現を支援し、もって町田市における中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

にぎわい補助金の目的が、まちの魅力を発信し、及び賑わいを創出する拠点並びに人々が憩い・交流するゆとりの空間の実現を支援し、もって町田市における中心市街地の活性化に寄与すること、という数値を用いた指標等を設定するのが困難な目的となっている点も要因となっていると考えられる。

しかし、補助金として公金を交付する以上、補助効果を測定するための指標等の設定は必要であると考えられる。

この点、市はシバヒロでのイベントの実施や適切な日常管理により、多くの来場者があり、中心市街地の賑わいの創出に寄与したとの評価を行っており、来場者数について把握している。

したがって、例えば、来場者数を指標等として設定するなど、指標等の設定について検討されたい。

(2) 町田ターミナルプラザ運営管理業務負担金（産業政策課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	町田ターミナルプラザ運営管理業務負担金
開始年度	不明
根拠法令等	運営管理業務に関する協定書
目的	町田ターミナルプラザに係る運営管理業務に係る費用のうち、町田市所有部分に係る管理費用を負担するもの。
終期年度（要綱サンセット）	設定なし
指標	設定なし
周知方法	なし

イ 補助金額等の推移

(単位：千円)

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	74,122	74,122	75,366
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他※	19,772	50,768	10,162
一般財源	54,350	23,354	65,204
決算額	74,122	75,985	75,365
交付先数	1 団体	1 団体	1 団体

※ その他は、ターミナル土地建物貸付収入である。

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

(単位：千円)

交付先名	交付決定額	交付確定額
東急株式会社	75,365	75,365
合計	75,365	75,365

エ 指標の目標値及び実績値

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—

指標は設定していない。

オ 町田ターミナルプラザ

町田ターミナルプラザ（以下、「ターミナルプラザ」という。）は、市と東急株式会社（以下、「東急」という。）が共同所有している施設である。

ターミナルプラザの運営管理業務は全て東急が行っていることから、市は、運営管理業務に関する協定書の負担区分に基づき、市所有分の管理運営業務に係る費用を負担している。

② 監査の結果

ア 2022 年度包括外部監査の意見に対する措置状況について（意見 6-2）

2022 年度の包括外部監査において、ターミナルプラザについて、下記の意見を記載している。

2022 年度 包括外部監査報告書 43 ページより抜粋

ア 市の備品管理について（意見 1-4）

ターミナルプラザ内の市民広場においてイベント時に使用される備品（長机、ステージ等）が2階の駐輪場へ向かう通路に保管されている。このため、盗難や通行人の通行の妨げになるおそれがある。また、当該備品は、固定されていない状態で保管されているため、災害時における危険性も考えられる。

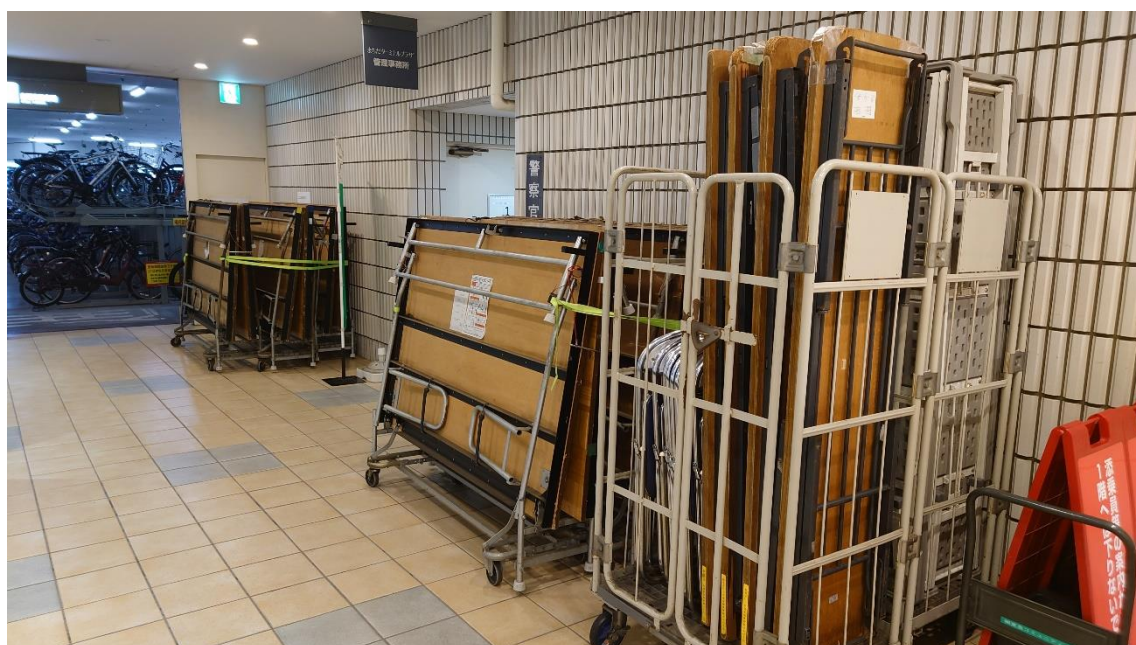
したがって、動かないように縛っておく、あるいは簡易な柵を設けるなど、安全面や通行に配慮されたい。また、保管されている場所は避難経路を妨害してはいないものの、避難経路付近であることから、置き場所についても見直しを検討されたい。

この意見に対し、市は措置を行っており措置状況として以下のとおり公表している。

2022 年度包括外部監査の結果に対する措置状況（2024 年 3 月末時点）より抜粋

通路に保管されている備品について、倉庫へ移動させるなどして、安全面や通行に配慮しました。
--

しかし、監査人が 2024 年 10 月に現場を訪れ確認したところ、状況は写真のとおりであり、ロープで固定はされているものの、依然として避難経路付近に置かれている状況であった。





(出典：2024年10月監査人撮影)

確かに、置かれている物品の数量は減少し、日常的な通路通行への配慮がなされてはいるが、依然として物品が置かれている。

写真からもわかるように、ここは避難経路付近であり、物を置くことを禁じる旨の貼り紙がされている。この貼り紙をしている市自らが、この忠告に反することを行っているのは問題である。実際に避難経路として利用される事態が生じた場合に、この物品が避難経路を妨害するようなことになってしまえば、取り返しのつかないことになることから、最悪の事態を考慮して対処されたい。

(3) 町田市観光コンベンション協会補助金（観光まちづくり課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	一般社団法人町田市観光コンベンション協会補助金
開始年度	2009 年度
根拠法令等	一般社団法人町田市観光コンベンション協会補助金 交付要綱
目的	運営等に要する経費の一部を補助することにより、協会の運営を支援し、もって町田市における観光及びコンベンションの振興に寄与することを目的とする。
終期年度（要綱サンセット）	2025 年度
指標	設定なし
周知方法	交付先が特定されているため周知はなし。

イ 補助金額等の推移

（単位：千円）

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	43,000	41,500	41,500
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	43,000	41,500	41,500
決算額	43,000	41,500	41,500
交付先数	1 団体	1 団体	1 団体

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

(単位：千円)

交付先名	交付決定額	交付確定額
一般社団法人町田市観光コンベンション協会	41,500	41,500
合計	41,500	41,500

エ 指標の目標値及び実績値

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—

指標は設定していない。

オ 一般社団法人町田市観光コンベンション協会

観光コンベンション協会は、2008 年の市からの要請に基づき、2009 年に設立された組織である。

「自然・歴史・文化・産業を活用した心豊かな観光まちづくり」を目指し、新たな資源の掘り起こしと活用、既存観光資源の見直し並びに体系的な観光振興策の推進など、観光プログラムを展開する地域の担い手として設立された。

観光コンベンション協会のホームページには、その使命と役割として、以下のとおり示されている。

観光コンベンション協会ホームページより抜粋

MTCB (Machida City Tourism & Convention Bureau) の使命

1) 町田市が市制施行した昭和 33 年の人口は 6 万人、現在は 42 万人、36 万人は新住民です。

まず、自分の町を良く知っていただくことが M T C B の使命の一つです。都会の生活と自然、歴史を満喫できる町田でのライフスタイルを築く手助けをします。

2) 住んで良い町には、自然と近隣の方も訪れるようになります。観光まちづくりを通じて、町田を訪れる方を増やし、交流が盛んな町にします。

MTCB の役割

- 1) 見る、楽しむ宝を発掘し、磨き、情報として発信します。町田をPRするためにHP、地図、チラシなど媒体発行や観光案内などをします。
- 2) ウォーキングや体験教室など、町田ならではのプログラムを企画し、多くの方に参加いただき、身近に楽しんでいただきます。
- 3) 町田の宝や環境を守りつつ、景観整備、案内板やトイレ、駐車場の整備推進に努めます。
- 4) お土産や独自の商品開発をし、経済振興につなげます。
- 5) セミナーや各種講座を開設し、観光に関する人材ネットワークを築き、人材育成に努めます。そして多くの方々や組織の結束点となり、市民による観光まちづくりの役割を果たします。ここで育った市民一人一人が担い手となり、町田を案内します。
- 6) コンベンションについては、既存のものに手を加え、町田の特性を活かしたコンベンション開催を活発化し、会議に合わせ、町田型プログラムを提供します。

一般社団法人町田市観光コンベンション協会補助金（以下、「協会補助金」という）は、観光コンベンション協会の運営経費を補助するものである。

② 監査の結果

ア 評価指標の設定について（意見 6-3）

上記「①エ 指標の目標値及び実績値」に記載したとおり、協会補助金においては、指標等を設定していない。

補助金については補助する目的があり、その目的の達成度合いを測定、評価するために指標等を設定することが望まれる。協会補助金の目的は、協会補助金交付要綱において、以下のとおり定められている。

協会補助金交付要綱より抜粋

第2 補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、一般社団法人町田市観光コンベンション協会（以下「協会」という。）に対し、その運営等に要する経費の一部を補助することにより、協会の運営を支援し、もって町田市における観光及びコンベンションの振興に寄与することを目的とする。

協会補助金の目的が、町田市における観光及びコンベンションの振興に寄与すること、という数値を用いた指標等を設定するのが困難な目的となっている点も要因となっていると考えられる。

しかし、補助金として公金を交付する以上、補助効果を測定するための指標等の設定は必要であると考えられる。

したがって、観光コンベンション協会とも協議、検討の上で、適切な指標等の設定について検討されたい。

(4) 町田薬師池公園四季彩の杜おもてなし事業補助金
(観光まちづくり課)

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	町田薬師池公園四季彩の杜おもてなし事業補助金
開始年度	2022 年度
根拠法令等	町田薬師池公園四季彩の杜おもてなし事業補助金 交付要綱
目的	町田薬師池公園四季彩の杜（薬師池、西園、町田市フォトサロン、町田ぼたん園、町田えびね苑、町田リス園、町田ダリア園、七国山ファーマーズセンター及びふるさと農具館を含むエリア）の新たな賑わいを創出するための事業に要する経費の一部を補助することにより、四季彩の杜の魅力を発信し、及び人々が憩い・楽しむ空間の実現を支援し、もって来訪者の満足度の向上に寄与することを目的とする。
終期年度（要綱サンセット）	2024 年度
指標	設定なし
周知方法	交付先が特定されているため周知はなし。

イ 補助金額等の推移

(単位：千円)

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	—	20,000	20,000
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	—	20,000	20,000
決算額	—	20,000	20,000
交付先数	—	1 団体	1 団体

※ 2022 年度より開始された補助金である。

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

(単位：千円)

交付先名	交付決定額	交付確定額
一般社団法人町田市観光コンベンション協会	20,000	20,000
合計	20,000	20,000

エ 指標の目標値及び実績値

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—

指標は設定されていない。

オ 町田薬師池公園四季彩の杜

町田薬師池公園四季彩の杜（以下、「四季彩の杜」という）は、薬師池を中心とした複数のエリアにおける公園、施設の一体の施設群であり、以下の 9 つの公園、施設から構成されている。

- ・西園（ウェルカムゲート）
- ・町田ぼたん園
- ・町田ダリア園
- ・薬師池公園
- ・町田えびね苑
- ・七国山ファーマーズセンター
- ・町田市フォトサロン
- ・町田リス園
- ・ふるさと農具館

町田薬師池公園四季彩の杜おもてなし事業補助金（以下、「おもてなし補助金」という）は、これらの公園、施設があるエリアにおいて、賑わいを創出するための各種イベント等の実施に必要な経費を補助するものである。

② 監査の結果

ア 評価指標の設定について（意見 6-4）

上記「①エ 指標の目標値及び実績値」に記載したとおり、おもてなし補助金においては、指標等を設定していない。

補助金については補助する目的があり、その目的の達成度合いを測定、評価するために指標等を設定することが望まれる。おもてなし補助金の目的は、おもてなし補助金交付要綱において、以下のとおり定められている。

おもてなし補助金交付要綱より抜粋

第 2 補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、一般社団法人町田市観光コンベンション協会（以下「協会」という。）に対し、町田薬師池公園四季彩の杜（薬師池、西園、町田市フォトサロン、町田ぼたん園、町田えびね苑、町田リス園、町田ダリア園、七国山ファーマーズセンター及びふるさと農具館を含むエリアをいう。以下「四季彩の杜」という。）の新たな賑わいを創出するための事業に要する経費の一部を補助することにより、四季彩の杜の魅力を発信し、及び人々が憩い・楽しむ空間の実現を支援し、もって来訪者の満足度の向上に寄与することを目的とする。

おもてなし補助金の目的が、四季彩の杜の魅力を発信し、及び人々が憩い・楽しむ空間の実現を実施し、もって来訪者の満足度の向上に寄与すること、という数値を用いた指標等を設定するのが困難な目的となっている点も要因となっていると考えられる。

しかし、補助金として公金を交付する以上、補助効果を測定するための指標等の設定は必要であると考えられる。

したがって、各施設・観光コンベンション協会とも協議、検討の上で、適切な指標等の設定について検討されたい。

7 環境資源部

(1) 生ごみ処理機等購入費補助金（環境政策課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	町田市生ごみ処理機等購入費補助金
開始年度	2000 年度
根拠法令等	町田市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱
目的	生ごみを自家処理するために生ごみ処理機等を購入した者に対して、その購入費の一部を補助することにより、家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を推進することを目的とする。
終期年度（要綱サンセット）	2026 年度
指標	累計利用台数
周知方法	広報まちだ等の広報紙や SNS の活用。 市民センターなどに事業のチラシを配布。

イ 補助金額等の推移

（単位：千円）

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	3,380	3,540	4,836
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他※2	3,380	3,540	4,836
一般財源	—	—	—
決算額	3,351	3,387	4,830
交付先数※1	258 台	247 台	300 台

※1 交付先数に記載の台数は、交付対象となった生ごみ処理機等の台数であり、交付先数ではない。1 件の交付先に対して複数の申請（例えば、生ごみ処理機とたい肥化容器の 2 台について申請）がなされる場合もある。

※2 その他は、町田市廃棄物減量再資源化等推進整備基金である。

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

（単位：千円）

交付先名	交付決定額	交付確定額
補助金を申請した市民	4,830	4,830
合計	4,830	4,830

エ 指標の目標値及び実績値

（単位：台）

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	1,200	1,400	1,600
実績値	1,278	1,525	1,825

※目標値と実績値は累計台数である。

オ 補助対象者等

生ごみ処理機等購入費補助金（以下、「処理機補助金」という。）は、その名のとおり、生ごみ処理機等を購入した市民に対し、その購入費用を補助するものとして交付される。

処理機補助金の内容は、表 20 のとおりである。

表 20 処理機補助金の内容

項目	内容
補助対象者	① 町田市在住者 ② 購入した生ごみ処理機等を自家用として継続して適正に使用できる者 ③ 生ごみ処理機等を購入した日から、12 ヶ月を経過する日までに申請した者
補助対象の生ごみ処理機等	① 生ごみ処理機 ② たい肥化容器 ③ ダンボールコンポスト いずれも販売店・メーカーは問わず、新品で、生ごみ処理を目的としている商品を、直接民間業者から購入したものに限る。

項目	内容
補助率・限度額	本体購入金額の1/2以内の額とし、2万円を限度とする。
補助数量	・生ごみ処理機：1世帯当たり1基まで ・たい肥化容器（地上型・地中型・密閉バケツ型）：1世帯当たり原則1基まで ・ダンボールコンポスト：1世帯当たり同一年度内に2基まで
補助の条件	① 生ごみ処理機等の利用に関する町田市の意識調査に協力するように努めること。 ② 生ごみ処理機等により処理された生成物を自家で利用するように努めること。

（出典：処理機補助金制度パンフレットより監査人作成）

② 監査の結果

ア アンケート調査結果の公表について（意見7-1）

市は、補助金受給者に対してアンケート調査を実施している。アンケートでは、購入した生ごみ処理機の機種や、購入した動機などに加え、生ごみ処理機等の使用により生ごみの量がどれくらい減少したか、自由記載として、生ごみ処理機等を利用して気付いた点、失敗例等について尋ねている。

例えば、2023年度のアンケート調査結果は、表21のとおりである。なお、市提供資料に基づいて、監査人が部分的に抜粋して記載しているため、実際のアンケートのQ番号とは異なっている。また、一部実際のアンケートの記述を簡略化している。

表 21 2023 年度アンケート調査結果

Q1 生ごみ処理機等を購入した動機は何ですか？（複数回答可）		
1	市の補助金制度があったから	62%
2	ごみ袋が有料のため	15%
3	生ごみの減量をしたかったから	75%
4	たい肥（有機肥料）にできるから	44%
5	生ごみを出すのがもったいないから	23%
6	環境にいいことをしたいから	39%
7	収集日まで生ごみを保管したくないから	42%
8	お店や知人にすすめられたから	4%
9	カラス対策のため	18%
10	その他	6%

Q2 生ごみ処理機等の使用により、生ごみの量はどのくらい減りましたか？		
1	出さなくなった	20%
2	7割以上減った	35%
3	半分程度減った	20%
4	3割程度減った	14%
5	1割程度減った	6%
6	減っていない	1%
7	以前から出していない	3%

Q3 生ごみ処理機等を利用して気付いたこと・失敗例など（自由記載）		
1	価格が数万円値上がりしているので、購入がかなり負担	
2	生ごみ処理に悩むことがなくなったこと、ごみが軽くなりごみを出す量がかなり減ったことがとても嬉しい	
3	頭で考えているより、実際にやってみるとこんなに素晴らしいんだってことがわかると思う	

（出典：市提供資料より監査人作成）

特に Q2 を見ると、ほとんどの利用者が生ごみ処理機の利用によって生ごみの量が減っていると回答しており、生ごみが減量できていることを示す、一つのデータとなり得るものである。また、自由記載の Q3 を見ると、これから購入しようとする市民の不安材料を払拭でき得ると考える。

しかし、アンケート調査結果について、市はホームページや広報等に公表し

ていない。生ごみ処理機等の購入に悩んでいる市民にとって、利用者の声はとても有益な情報であり、知りたいところでもある。

したがって、一部でも利用者の声を紹介することで、市民の情報ニーズを満たすことができると考えられることから、アンケート調査結果の公表について検討されたい。

8 都市づくり部

(1) みなみまちだをみんなのまちへ負担金（都市政策課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへ負担金
開始年度	2020 年度
根拠法令等	一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへ 2023 年度負担金に関する協定
目的	南町田グランベリーパークの活性化やブランディングに資する事業を行う者等の活動を支援することで、まちの魅力向上と地域のコミュニティ醸成を図ることを目的とする。
終期年度（要綱サンセット）	2023 年度
指標	設定なし
周知方法	なし

イ 補助金額等の推移

（単位：千円）

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	12,000	16,000	16,000
財源内訳			
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他※	8,638	10,047	9,151
一般財源	3,362	5,953	6,849
決算額	12,000	16,000	16,000
交付先数	1 団体	1 団体	1 団体

※ その他は、指定寄附金である。

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

(単位：千円)

交付先名	交付決定額	交付確定額
一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへ	16,000	16,000
合計	16,000	16,000

エ 指標の目標値及び実績値

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—

指標は設定していない。

オ 一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへ

一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへ（以下、「財団」という。）は、市の外郭団体に指定されている。財団の基本財産 3,000 千円の 2 分の 1 を市が、2 分の 1 を東急が出えんしている。

財団の概要は、表 22 のとおりである。

表 22 財団の概要

項目	内容
設立日	2020 年 7 月 22 日
主な事業内容	・南町田グランベリーパークの活性化やブランディングに資する活動に必要な資金収集を行い、管理する。 ・南町田グランベリーパークの活性化やブランディングに資する活動に対する資金助成を行う。
紹介文	一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへは、2019 年にまちびらきをした“南町田グランベリーパーク”で活躍する人々同士が共同・連携して、多彩な顔が揃うこのまちを魅力的に彩る活動に積極的に取り組み、まちをみんなで育てていく活動を資金面からバックアップするみんなの「お財布」としてはたらく法人組織です。 南町田グランベリーパークが「5 年後も 10 年後もまた来たい！」と思われる、みんなのまちとして愛され続けることを目指し、町田市・東急㈱が設立しました。

(出典：財団ホームページ)

また、2022 年度、2023 年度における財団の収益及び費用の主な内容は、表 23 のとおりである。

表 23 財団の収益及び費用の主な内容

(単位：千円)

項目	相手先	2022 年度	2023 年度
補助金収益	市	16,000	16,000
	東急	16,000	16,000
	TSURUMA パークライフ パートナーズ	3,000	3,000
補助金収益計		35,000	35,000
事業運営助成金	TSURUMA パークライフ パートナーズ	6,151	6,704
	グランベリーパーク マネジメントオフィス	7,550	9,100
	株式会社コングレ	3,100	－
	ミュージアム・スタッフ	－	1,833
事業運営支援金	一般社団法人まちライブラリー	16,941	16,936
事業費計※		34,024	34,600

(出典：財団の財務諸表及び事業報告)

※ 事業費計には他の科目も含まれるため、事業運営助成金と事業運営支援金の合計とは一致しない。

ミュージアム・スタッフは、南町田グランベリーパーク内パークライフ・サイトのミュージアム棟に入居するスヌーピーミュージアムの運営者である。また、パークライフ棟に入居する「まちライブラリー@南町田グランベリーパーク」及び「南町田子どもクラブつみき」の事業責任者でもある。

グランベリーパークマネジメントオフィスは、商業施設の運営者であって東急のグループ企業である。

TSURUMA パークライフパートナーズは、南町田グランベリーパークの一部をなす鶴間公園の指定管理者である。

一般社団法人まちライブラリーは、パークライフ棟 1 階専用部分に入居する「まちライブラリー」の施設運営者である。

表 23 のとおり、TSURUMA パークライフパートナーズは、財団への資金の出し手であると同時に事業運営助成金の受け手になっている。東急についても、財団への資金の出し手であると同時に、グループ企業を通じて事業運営助成金の受け手になっている。

市によると、財団は、公的資金を含むまちの運営財源を一括して収納・管理し、

資金の再配分を行う機能を担う法人であって、資金の出し手が受け手にもなるのがそもそもの設計になっているとのことである。

② 監査の結果

ア 評価指標の設定について（意見 8-1）

市ホームページに掲載されている外郭団体基本情報（2024 年 3 月 31 日現在）によると、財団の設立目的は「南町田グランベリーパークの活性化やブランディングに資する事業を行う者等の活動を支援することで、まちの魅力向上と地域のコミュニティ醸成を図る。」とされている。

しかし、何をもって「まちの魅力向上と地域のコミュニティ醸成」が図られたとするのか、2019 年秋のまちびらき以来、具体的な指標等が設定されないまま、2023 年度まで経過している。

指標等が設定されていないことから、外郭団体基本情報における団体の自己評価の記載に「・・・助成金を活用し行われるイベントについて、そのバリエーションや参加者、認知度は増加傾向であると感じている。・・・確実に設立趣意を達成しつつあると感じ・・・」とあり、市の評価の記載に「・・・地域の連携についても深まっている印象である。・・・」（下線は監査人による）とあるように、評価が主観的、感覚的な内容にとどまっている。

したがって、財団に対して市が支出した負担金が、どのように「まちの魅力向上と地域のコミュニティ醸成」に役立ったのか、明確になっていない。

市によると、コロナ禍のために指標等の設定・効果の測定が困難であったが、2024 年度から指標等を設定し、イベントごとに効果測定しているとのことである。

しかし、「まちの魅力向上と地域のコミュニティ醸成」を図る指標等として、イベントごとの効果測定のみで十分であるかどうか、検討を要すると考える。また、外郭団体基本情報における外郭団体監理委員会の評価結果に「イベントに来ない人も含めた市民の求めているものや、まちづくりをする最終目標を捉えるような調査をしていただきたい。」との記載もある。

市は、負担金支出の効果を多面的に把握できるよう、適切な指標等の設定について引き続き検討されたい。

(2) 市民バス運行事業補助金（交通事業推進課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	町田市民バス運行事業補助金
開始年度	1997 年度
根拠法令等	町田市民バス運行事業補助金交付要綱
目的	事業者に対し、町田市民バスの運行に要する経費の一部を補助することにより、市内の公共施設等を利用する市民の交通利便の向上に寄与することを目的とする。
終期年度（要綱サンセット）	2025 年度
指標	1 便当たりの利用者数
周知方法	交付先の担当者と日ごろから情報を交換する中で補助金の周知を実施している。

イ 補助金額等の推移

(単位：千円)

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	39,933	39,261	50,010
財源内訳			
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他※	49	116	66
一般財源	39,884	39,145	49,944
決算額	36,955	38,179	60,636
交付先数	1 団体	1 団体	1 団体

※ その他は、広告掲載料である。

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

(単位：千円)

交付先名	交付決定額	交付確定額
神奈川中央交通株式会社	39,515	60,636
合計	39,515	60,636

エ 指標の目標値及び実績値

(単位：人)

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	30.2	30.2	30.2
実績値	23.6	25.6	30.1

オ 町田市民バス「まちっこ」

町田市民バス「まちっこ」は、市内公共施設等の利用者に対し、交通利便の向上に寄与することを目的に、バス事業者と連携して運行するバスである。公共施設巡回ルートと相原ルートの2路線がある。

市は、補助の効果として、毎年6万人を超える利用者を輸送(2021年度:60,144人、2022年度:68,451人、2023年度:79,369人)し、市内の公共施設等を利用する市民の移動利便性向上に寄与したとしている。運行事業者の環境や利用者から寄せられるさまざまな要望を参考にしながら、経路変更等の運行内容の見直しを適宜行ってきた。

② 監査の結果

ア 補助対象経費根拠資料の未入手について（指摘8-1）

補助対象経費及び補助金の交付額は、町田市民バス運行事業補助金交付要綱（以下、「市民バス補助金交付要綱」という。）において、次のとおり定められている。

市民バス補助金交付要綱より抜粋

第6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、第5に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 燃料及び油脂類の補給に要する経費
- (3) 町田市民バスの車両に係る諸税
- (4) 町田市民バスの運行に係る保険(任意に契約するものを含む。)の契約の締結に関する経費
- (5) 町田市民バスの車両の整備及び修繕に要する経費
- (6) 町田市民バスの車両の減価償却費又は使用料
- (7) バス停留所の維持補修に要する経費
- (8) 運行開始及び運行内容変更に要する経費
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

第7 補助金の交付額

補助金の交付額は、第6に規定する補助対象経費の額から運賃の収入額を控除した額とする。

事業者から実績報告書に添付して提出された収入・経費内訳を閲覧したところ、表24のとおり、収入と経費が記載されていた。

表24 市民バス収入・経費の概要

(単位：千円)

項目	公共施設巡回ルート	相原ルート
収入(税込)	4,076	1,591
経費合計(税込)	43,062	23,241
交付申請額	38,986	21,650
交付申請額(2ルートの合計)	60,636	

(出典：収入・経費内訳より監査人作成)

経費の内訳として、人件費、動力費等の費目があり、それぞれ単価、数量等細かい計算要素が記載されていたが、その他経費「路線運営費」については、公共施設巡回ルートで2,526千円、相原ルートで1,128千円計上されているにもかかわらず、金額の根拠となる資料が提出されていなかった。

市に質問したところ、「路線運営費は、交付要綱第6(9)の「前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費」に該当し、各路線に直接要する個別的経費

であって、運行途中での運転士交代のための交通費等が含まれる。」との回答を得た。

しかし、その内訳明細は市に提出されておらず、市は事業者への電話での聞き取りによって経費計上を認めている。聞き取りのみによって経費計上を認める場合、市の裁量の範囲があいまいとなり、ひいては架空経費・不正経費の計上の余地があるので、透明性の観点から適切な事務とはいえない。

市は、実績報告の審査に当たり、計上された経費についてはもれなく根拠資料を入手し、検証する必要がある。

イ 減価償却費の誤りについて（指摘 8-2）

市民バス補助金交付要綱第 6(6)において、バスの車両の減価償却費又は使用料が補助対象経費として認められている。

公共施設巡回ルートで 2 台のバス（ま 1 7 7、ま 1 7 8）を使用しているが、「ま 1 7 8」の減価償却費の計上が誤っていた。具体的には、「ま 1 7 7」については、車両取得費を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従い耐用年数 5 年により均等額で減価償却した金額が経費計上されていたが、「ま 1 7 8」（2023 年度に購入した E V バス）については、下記のとおり車両取得費から国補助金を控除した 21,541 千円を 5 年ではなく、2023 年度及び 2024 年度の 2 年で減価償却した金額（2023 年度は 19,331 千円）が経費計上されていた。

E V バス車両取得費

総額	30,374 千円	①
国補助金	8,833 千円	②
バス事業者負担分	21,541 千円	③=①-②

市民バス運行事業補助金での支払い分

2023 年度	19,331 千円
2024 年度	2,210 千円
合計	21,541 千円 ③

市によると、2023 年度に都から市に E V バス補助金（10,654 千円）の交付が予定外に決まったため、事業者に 2023 年度に前倒しして経費を計上させたことが原因であるとのことであった。その結果、2 年で償却することになるため、「ま 1 7 7」と異なって「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従った耐用年数 5 年による均等額での減価償却が行われていない。

このような経費計上は、「ま177」と「ま178」とで整合しない点で適切とはいえない。そして、耐用年数5年により減価償却した場合と比較して2023年度の経費を多く、2024年度以降の経費を少なくする結果となる。

2023年度「ま178」に係る減価償却費は、正しくは次の④のように計算される。

耐用年数5年により減価償却した場合

EVバス車両取得費

総額 30,374 千円 ①

国補助金 8,833 千円 ②

バス事業者負担分 21,541 千円 ③=①-②

1年分の減価償却費 4,308 千円 ④=③÷5年

市は、実績報告の審査に当たり、計上された経費については交付要綱への準拠について十分に検討する必要がある。

(3) 地域コミュニティバス運行事業補助金（交通事業推進課）

① 補助金等の概要

ア 補助金等の概要

名称	町田市地域コミュニティバス運行事業補助金
設定された年度	2004 年度
根拠法令等	町田市地域コミュニティバス運行事業補助金交付要綱
目的	バス事業者に対し、地域コミュニティバスの運行に要する経費の一部を補助することにより、公共交通サービスを拡充し、もって市民の交通の利便性の向上に寄与することを目的とする。
終了年度（要綱サンセット）	2024 年度
指標	設定なし
周知方法	交付先の担当者と日ごろから情報を交換する中で補助金の周知を実施している。

イ 補助金額等の推移

(単位：千円)

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当初予算額	40,652	49,507	38,354
財源内訳			
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他※	588	491	248
一般財源	40,064	49,016	38,106
決算額	35,353	19,032	10,481
交付先数	2 団体	2 団体	1 団体

※ その他は、広告掲載料である。

ウ 補助金等の交付先、交付決定額、交付確定額（2023 年度）

(単位：千円)

交付先名	交付決定額	交付確定額
小田急バス株式会社	—	—
神奈中タクシー株式会社	10,481	10,481
合計	10,481	10,481

エ 指標の目標値及び実績値

項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—

指標は設定していない。

オ 町田市地域コミュニティバス

町田市地域コミュニティバスは、地域住民と民間事業者との三者協働のもとで、公共交通不便地域の解消とだれもが利用可能な公共交通サービスの拡大を目指している。玉川学園地区コミュニティバス「玉ちゃんバス」と金森地区コミュニティバス「かわせみ号」の2路線があり、「玉ちゃんバス」は2023年度黒字化したため補助金交付額はゼロとなった。

市は、補助の効果として、路線バスが走行できない地域での移動手段として、毎年60万人を超える利用者（2021年度：604,211人、2022年度：609,358人、2023年度：622,882人）の移動利便性向上に寄与したとしている。

② 監査の結果

ア 補助対象経費根拠資料の未入手について（指摘8-3）

補助対象経費及び補助金の交付額は、町田市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱（以下、「コミュニティバス補助金交付要綱」という。）において、次のとおり定められている。

コミュニティバス補助金交付要綱より抜粋

第6 補助対象経費

補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

第7 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助対象経費の額から運賃、広告料、寄附金、負担金その他の補助事業に係る収入の額を控除した額とする。

別表(第6関係)

区分	補助対象経費
経常費	人件費
	燃料及び油脂類の補給に要する経費
	地域コミュニティバスに係る諸税
	地域コミュニティバスの運行に係る保険(任意に契約するものを含む。)の契約の締結に関する経費
	地域コミュニティバスの整備及び修繕に要する経費
	その他市長が必要と認める経費
臨時費	地域コミュニティバスの減価償却費又は使用料
	運賃箱の減価償却費
	バス停留所の維持補修に要する経費
	運行開始及び運行内容変更に要する経費
	その他市長が必要と認める経費

事業者から実績報告書に添付して提出された収入・経費内訳を閲覧したところ、表25のとおり、収入と経費が記載されていた。

表25 地域コミュニティバス収入・経費の概要

(単位：千円)

項目	金森地区コミュニティバス「かわせみ号」
収入(税込)	21,257
経費合計(税込)	31,568
交付申請額	10,311

(出典：収入・経費内訳より監査人作成)

経費の内訳として、人件費、動力費等の費目があり、それぞれ単価、数量等細かい計算要素が記載されていたが、その他経費「路線運営費」については、3,135千円計上されているにもかかわらず、金額の根拠となる資料が提出されていない。

かった。

市に質問したところ、「路線運営費は、交付要綱別表（第 6 関係）の「その他市長が必要と認める経費」に該当し、各路線に直接要する個別的経費であって、運行途中での運転士交代のための交通費等が含まれる。」との回答を得た。

しかし、その内訳明細は市に提出されておらず、市は事業者への電話での聞き取りによって経費計上を認めている。聞き取りのみによって経費計上を認める場合、市の裁量の範囲があいまいとなり、ひいては架空経費・不正経費の計上の余地があるので、透明性の観点から適切な事務とはいえない。

市は、実績報告の審査に当たり、計上された経費についてはもれなく根拠資料を入手し、検証する必要がある。